

成田市総合保健福祉計画 中間見直し

【令和3(2021)年度～令和8(2026)年度】



健康で笑顔あふれ
共に支え合うまち 成田



令和6(2024)年3月
成田市

はじめに

本市では、令和3(2021)年3月に、「健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田」を基本理念とする『成田市総合保健福祉計画』を策定し、保健福祉施策の発展・向上に向けた取組を推進しています。

しかしながら、複雑化・多様化している保健福祉を取り巻く課題は、コロナ禍によって更に顕在化し、従来の保健福祉制度の充実だけでなく、市民一人一人が助け合いながら暮らしていくことのできるまちづくりが求められています。



このようなことから、本市では、相談を断らない支援体制を構築するための包括的相談支援連携会議や、成年後見制度の利用促進を強化するための成年後見支援センターを新たに設置したほか、子育て家庭への医療費助成を高校生までに拡充して経済的負担を軽減するなど、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて施策を実践してまいりました。

このたび、本計画が中間年度を迎えるにあたり、本市を取り巻く社会情勢の変化や地域の実情、前述の施策などを踏まえ、『成田市総合保健福祉計画』を見直し、より実効性のある計画への改定を行いました。本計画に基づき、引き続き市民一人一人の尊厳が大切にされ、お互いに認め合い、支え合える地域共生社会の実現に向けて各種保健福祉施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の中間見直しの策定にあたり貴重なご意見・ご提案をいただきました成田市保健福祉審議会委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも本計画に対してより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6(2024)年3月
成田市長 小泉 一成

目次

序 計画の策定にあたって	1
(1)計画策定の趣旨.....	1
(2)計画の性格・位置付け	4
(3)計画の期間	5
(4)計画の策定(中間見直し)	5
第1部 成田市の保健・福祉に関する現況と課題	6
第1章 市全体の状況	6
第2章 地域の状況	9
第3章 子どもと子育て家庭の現状.....	10
第4章 高齢者の現状	13
第5章 障がいのある人の現状.....	16
第6章 地域福祉の現状.....	18
第7章 市民アンケート調査結果概要.....	22
第2部 計画の基本理念・基本目標等	31
第1章 施策展開の基本的方向.....	31
第2章 福祉社会の将来像.....	34
第3章 人口等の将来予測.....	38
第4章 施策の体系	41
第3部 健康で笑顔あふれ 共に支え合うまちを築くために	42
第1章 地域福祉の推進	42
第2章 自立・就労支援の推進、成田市再犯防止推進計画	51
第3章 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進.....	55
第4章 成人・高齢者の保健福祉の推進	63
第5章 障がいのある人の保健福祉の推進.....	68
第4部 計画の推進に向けて	74
第1章 計画の推進.....	74
第2章 市民・行政等の役割分担.....	75
資料編	78
1 「成田市総合保健福祉計画」中間見直し経過	78
2 成田市保健福祉審議会設置条例	79
3 成田市保健福祉審議会委員名簿	81
4 成田市総合保健福祉計画等策定委員会設置要綱	82
5 諮問書.....	84
6 答申書.....	85

序 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成21(2009)年3月に「住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまち 成田」を基本理念として『成田市総合保健福祉計画』を策定、さらに平成27(2015)年3月には地域福祉として保健福祉施策を横断的に取り組む施策を取りまとめたものとして改定を行い、計画に沿った事業を展開しながら、保健福祉の向上を図ってきました。

その間、我が国では、社会的な孤立や貧困問題の社会課題化、ダブルケア*1、8050問題*2など、個人が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、従来の社会保障の仕組みでは十分に対応できないケースの増加が大きな課題となっています。加えて、人口減少や高齢化の進行、更には新型コロナウイルス感染症の影響などにより、血縁・地縁・社縁といった共同体の希薄化が進み、地域福祉を担う人の負担増や人材不足といった大きな課題を生じさせています。

これらのことを受け、「市民の一人一人が地域の中で生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会」として『地域共生社会』の実現を目指していくこととし、関連各法の改正が行われてきました。

この度、計画期間の中間年度にあたり、各施策の実施状況、社会情勢の変化や地域の実情などを踏まえて、現行計画の見直しを実施しました。

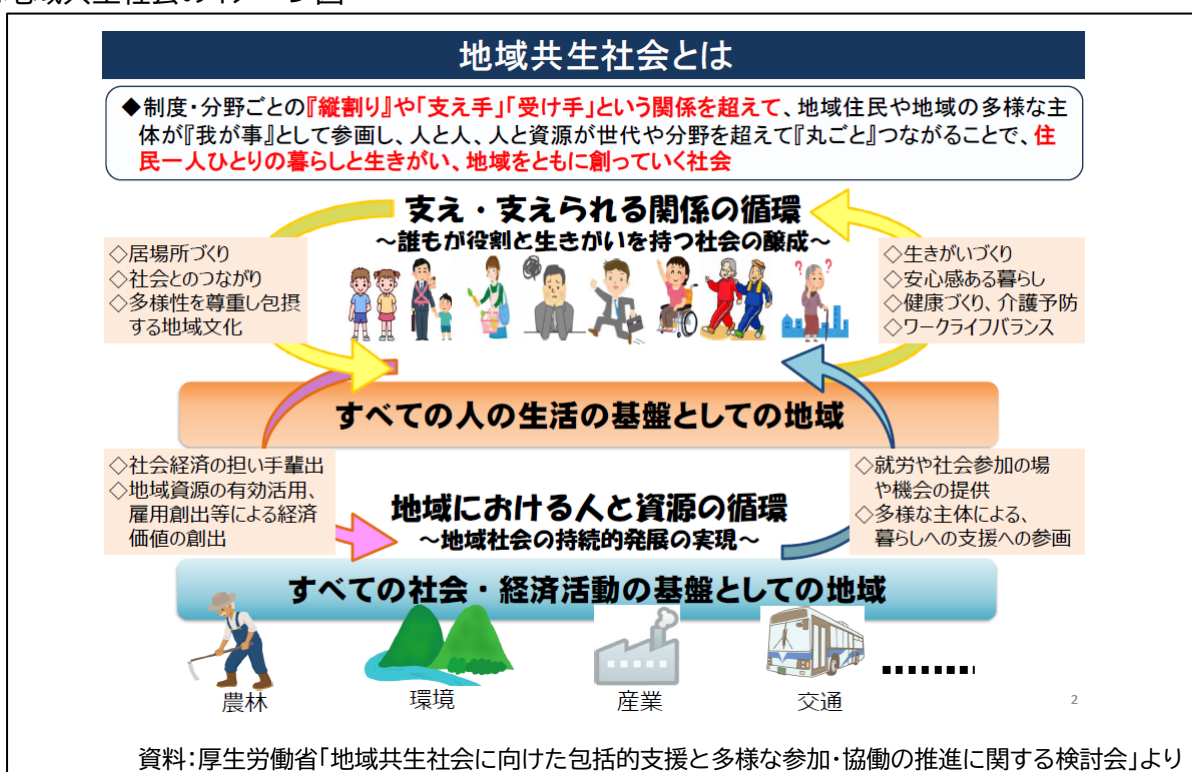
本計画の中間見直しは、主に社会福祉法の改正、災害対策基本法の改正、県の再犯防止推進計画を策定したことなどを踏まえて実施しました。

本計画は、この「地域共生社会」構築の動向を踏まえ、成田市に住む全ての市民が安心して医療・保健・福祉のサービスを利用し、自分が望む、自分らしい生活を送ることができるよう、保健福祉関連施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

*1「ダブルケア」とは、育児と介護を同時期に担うことです。

*2「8050問題」とは、80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもと生活し、社会的孤立、生活困窮などの課題を抱える社会問題のことです。

■地域共生社会のイメージ図



■近年の我が国の保健福祉施策の動向

地域福祉

- 地域共生社会実現本部の設置 [平成28(2016)年]
⇒地域共生社会の実現を加速
- ニッポン一億総活躍プラン[平成28(2016)年]
⇒支え手・受け手の関係を超えた、誰もが活躍できる地域共生社会の実現
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律[平成28(2016)年]
⇒利用者の権利が守られるとともに、メリットを実感できる制度・運用の改善
- 再犯の防止等に関する法律の施行[平成28(2016)年]
⇒再犯防止の基本理念が定められ、国・地方公共団体の責務が明文化
- 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン [平成29(2017)年]
⇒①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項
- 社会福祉法の改正[平成30(2018)年]
⇒包括的な支援体制を整備することが努力義務化
- 社会福祉法の改正[令和2(2020)年]
⇒地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることが明文化
「包括的な支援体制の整備に関する事項」が、地域福祉計画に記載必須となる

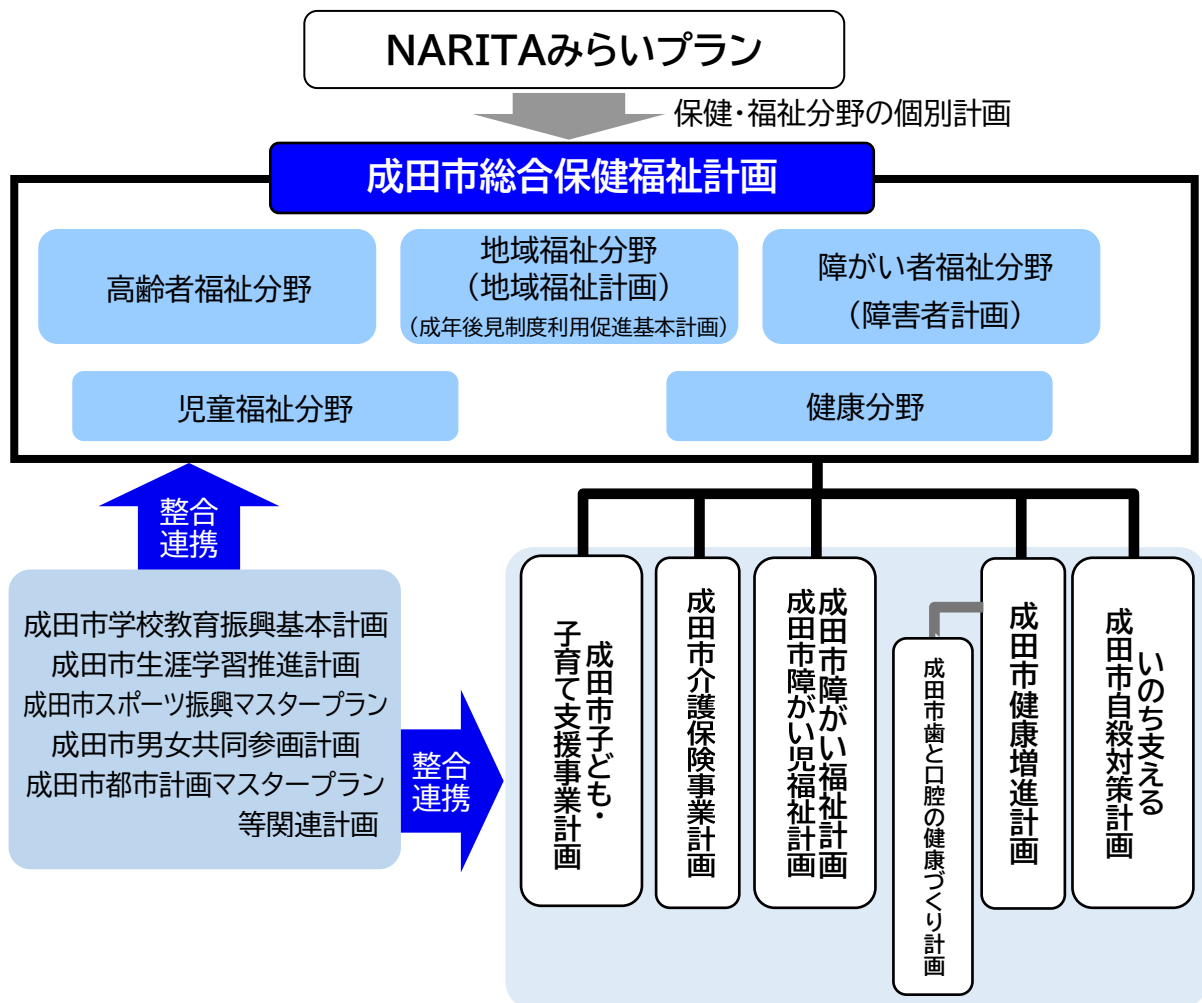
障がい者 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法施行・改正障害者雇用促進法施行[平成28(2016)年] ⇒障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮提供の促進 ○障害者基本計画(第4次)開始 ⇒当事者本位の総合的で分野横断的な支援・「心のバリアフリー」の推進 ○障害者文化芸術推進計画開始[令和元(2019)年]
高齢者 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○第8期制度改正に向けた検討事項[令和元(2019)年] ⇒ 1. 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸) 2. 保険者機能の強化(地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化) 3. 地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズへの対応) 4. 認知症「共生」・「予防」の推進 5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新
健康	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康日本21(第2次)」開始[平成25(2013)年] ⇒健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現 ○新たな自殺総合対策大綱の閣議決定[平成29(2017)年] ⇒生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン [平成30(2018)年] ⇒対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みの構築 ○災害対策基本法の改正[令和3(2021)年] ⇒個別避難計画の作成が努力義務化 個別避難計画情報の関係機関への提供が法的に可能に 個別避難計画情報を提供する場合の秘密保持が義務化

(2)計画の性格・位置付け

本計画は次のような性格を持っています。

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「基本的な計画」及び再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。
- 本計画は、国の「子ども・子育てビジョン」及び「健康日本21(第2次)」を踏まえて策定しています。
- 本計画は、上位計画の成田市総合計画「NARITAみらいプラン」をはじめ、関連する本市の他の計画との整合性を図り策定しています。
- 本計画は、本市の保健福祉推進の目標であると同時に、全ての市民が健康づくりや福祉の問題について論議を深め、家庭、学校、地域社会、団体、企業、行政等が一体となって取組を進めるための指針として位置付けられるものです。
- 本計画は、保健福祉に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉、教育、労働、まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的に展開を図るものです。

計画の位置付け(イメージ)



(3)計画の期間

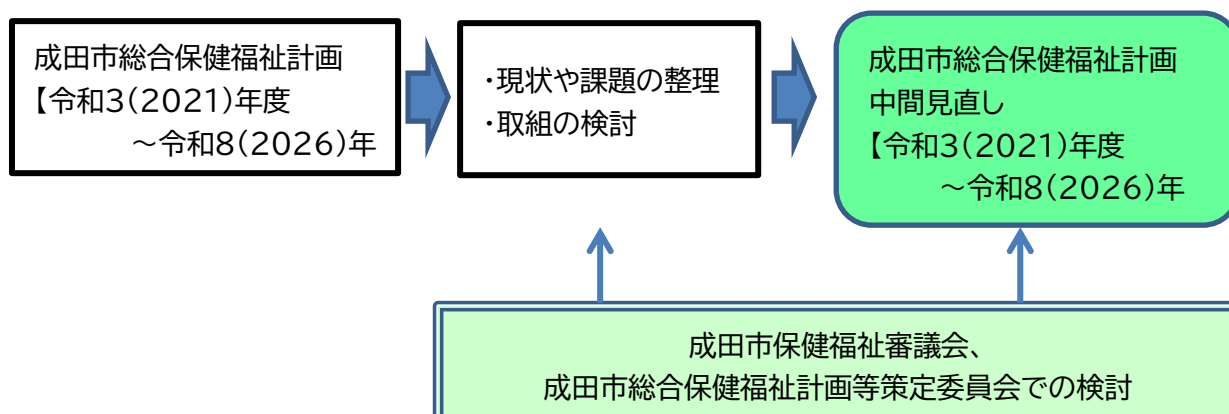
本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和8(2026)年度までの6年計画とします。

	令和					
	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
成田市総合保健福祉計画	本計画期間					
成田市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画(5年計画)				(第3期)	
成田市介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画		
成田市障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
成田市障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		
成田市健康増進計画	第1期計画(10年計画)					
成田市歯と口腔の健康づくり計画	第2期計画(7年計画)					
いのち支える成田市自殺対策計画				第1期計画		

(4)計画の策定(中間見直し)

本計画は、令和3(2021)年3月に策定しましたが、各施策の実施状況、社会情勢の変化や地域の実情などを踏まえて、見直しをする必要があるため、学識経験者、関係団体、市民で組織された成田市保健福祉審議会や、成田市総合保健福祉計画等策定委員会等において計画案の検討を行いました。庁内の検討においては、第7期成田市障がい福祉計画・第3期成田市障がい児福祉計画、第9期成田市介護保険事業計画の策定と併せ、また、他の保健福祉分野の計画等と整合を図りながら議論を進めました。

◆策定の流れ



第1部 成田市の保健・福祉に関する現況と課題

第1章 市全体の状況

(1)人口

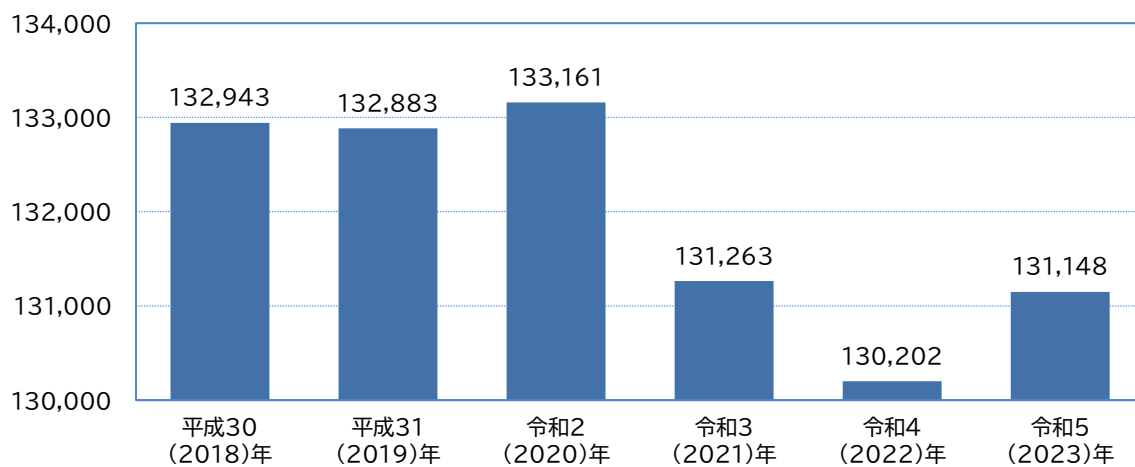
①人口・年齢階層別人口

本市の人口は、令和2(2020)年の133,161人をピークに減少傾向となっています。

また、5歳階級別の人口ピラミッド図を県と比較すると、70代から80代は少なく、20代が多いことが特徴となっています。

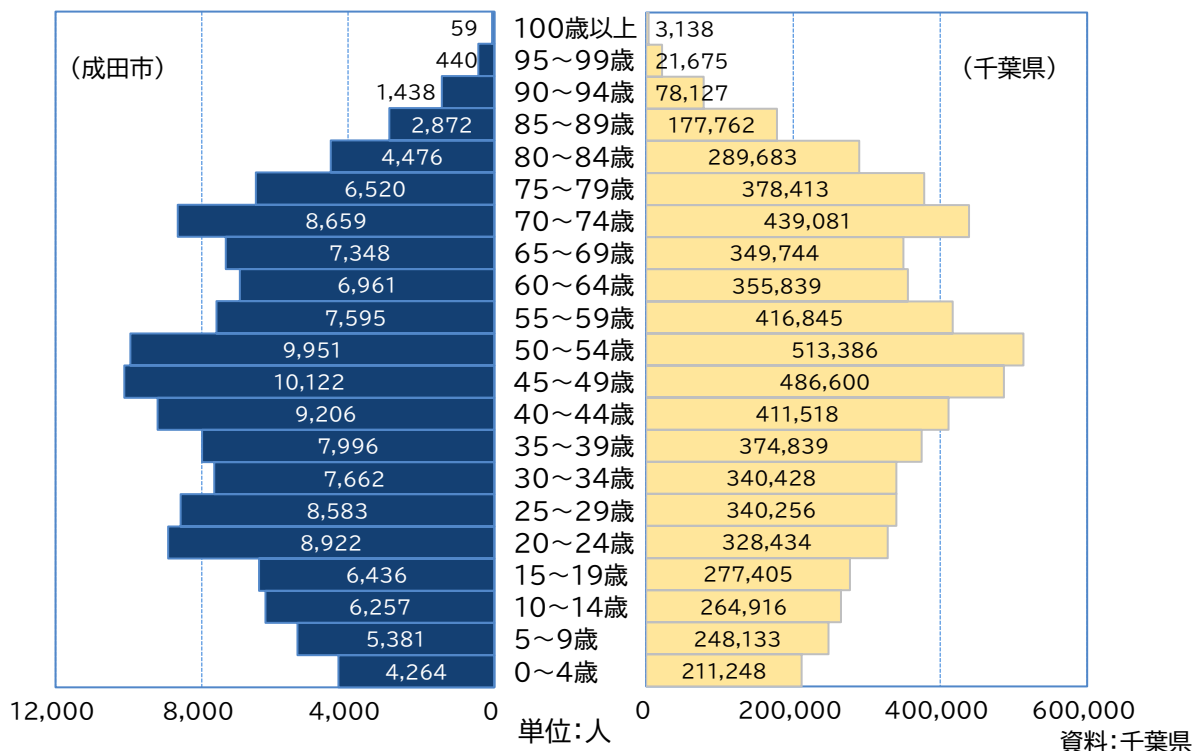
■総人口の推移(各年3月末現在)

単位:人



資料:住民基本台帳

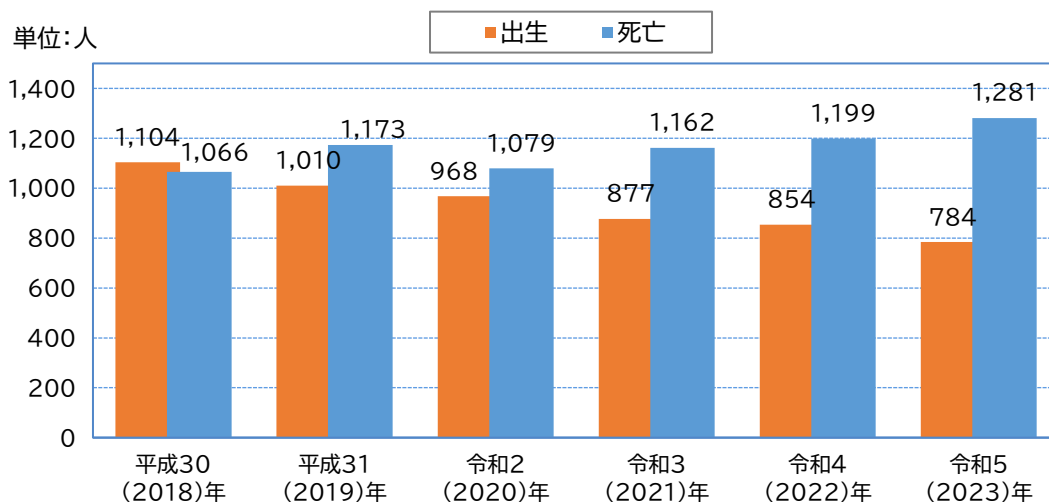
■5歳階級別人口による県との比較(令和5(2023)年4月1日現在)



②自然動態の状況

平成30(2018)年までは出生数が死亡数を超過して人口の増加要因となっていました。出生数は年々減少し続け、平成31(2019)年からは逆転して死亡数が上回っています。

■出生数と死亡数の推移(各年3月末現在)

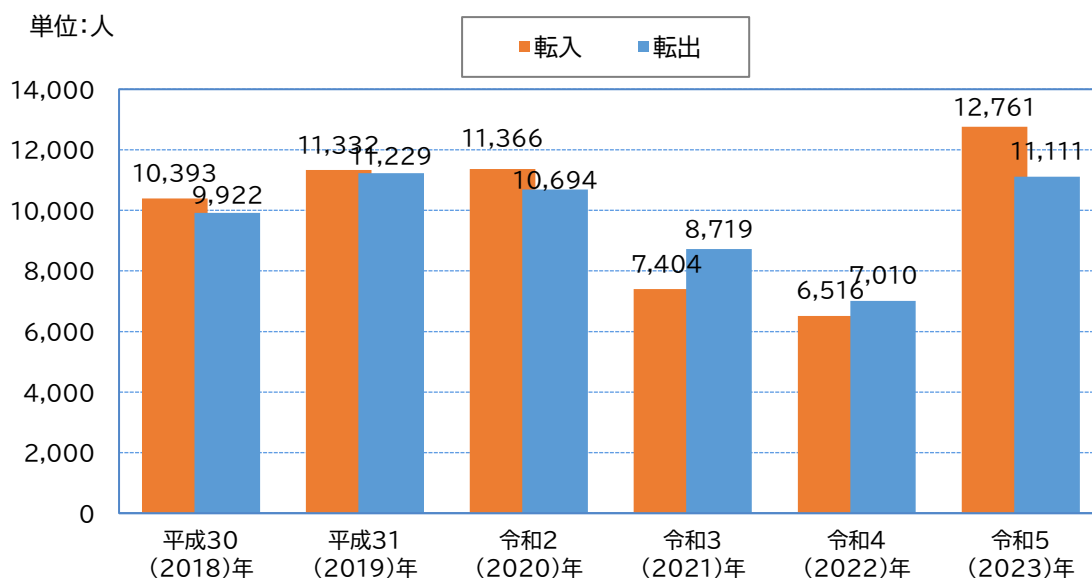


資料:住民基本台帳

③社会動態の状況

転入数及び転出数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)年及び4(2022)年は、転入数が転出数を下回り、人口減少の要因となりましたが、令和5(2023)年にはいずれも過去の水準に回復しています。

■転入数と転出数の推移(各年3月末現在)

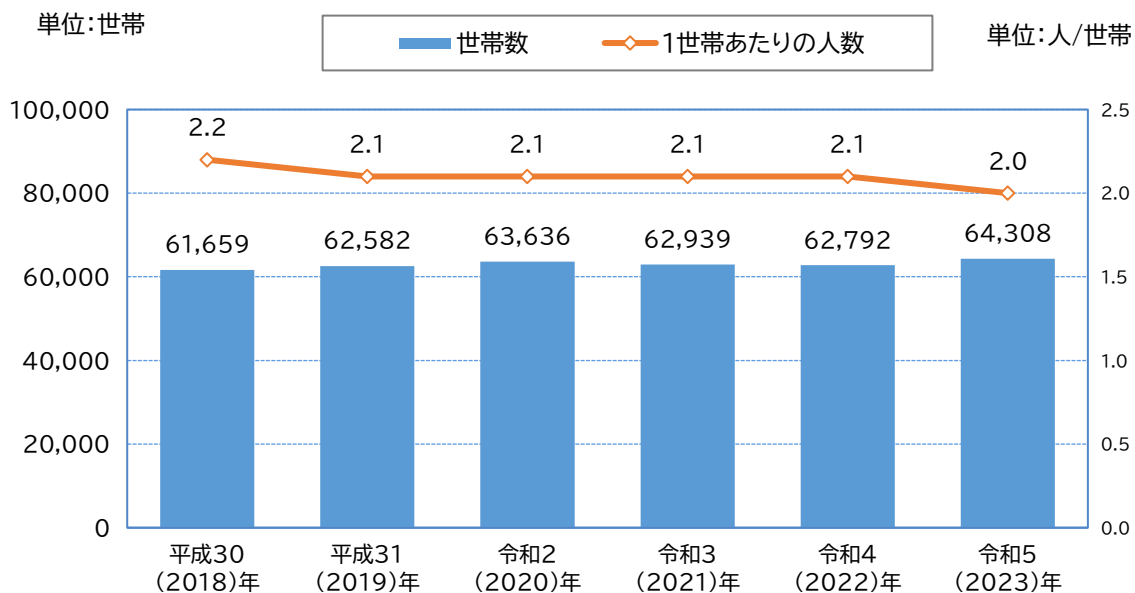


資料:住民基本台帳

(2)世帯

世帯数は近年増加傾向にある一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和5(2023)年時点では2.0人/世帯となっています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移(各年3月末現在)



資料:住民基本台帳

第2章 地域の状況

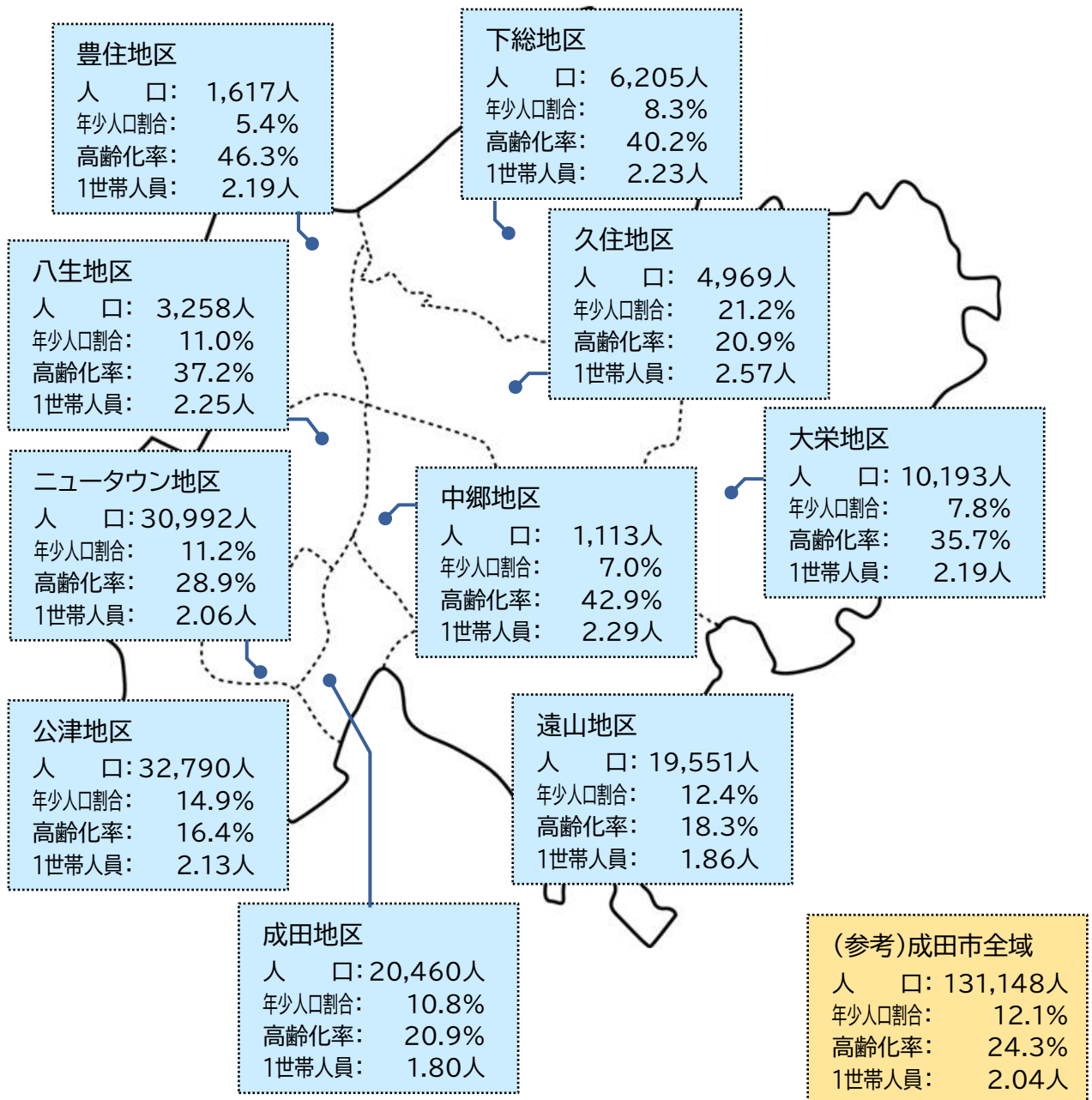
(1) 地区別人口・世帯数

令和5(2023)年3月末現在の各地区別人口をみると、公津地区が32,790人で最も多く、次いでニュータウン地区が30,992人、成田地区が20,460人となっています。

年少人口(0~14歳)割合をみると、久住地区が21.2%で最も高く、高齢化率では豊住地区が46.3%で最も高くなっています。

1世帯人員では成田地区と遠山地区で2人を下回っています。

■地区別人口・世帯数の状況(令和5(2023)年3月末現在)



資料:住民基本台帳

第3章 子どもと子育て家庭の現状

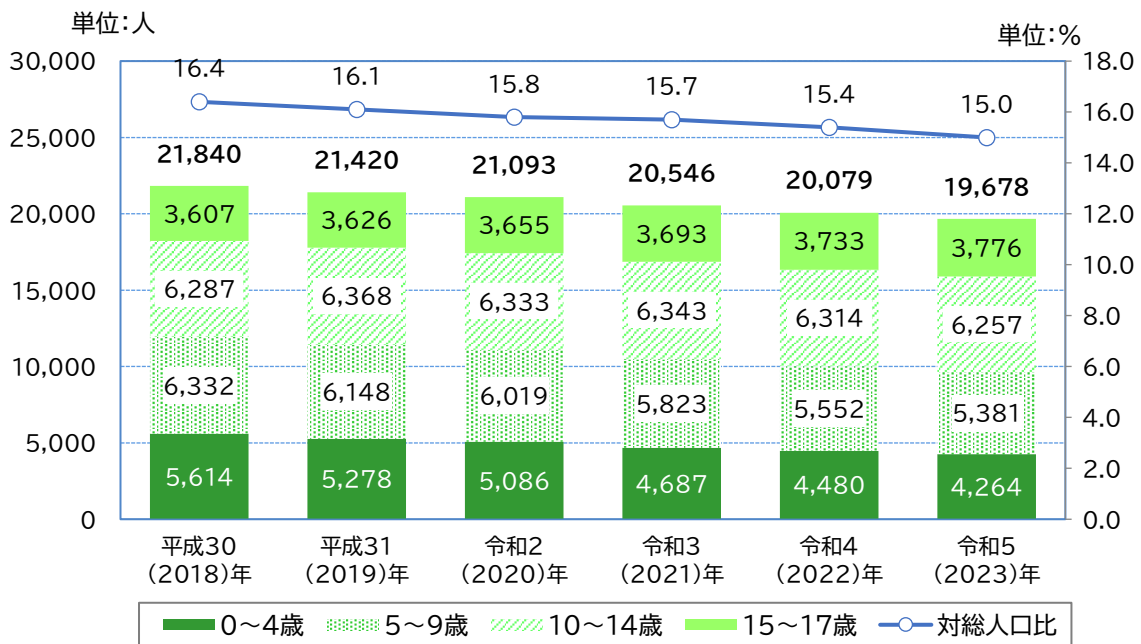
(1)子どもの人口

①子どもの人口、ひとり親世帯数の推移

18歳未満の人口は年々減少を続けており、令和5(2023)年には19,678人、総人口比では15.0%となっています。

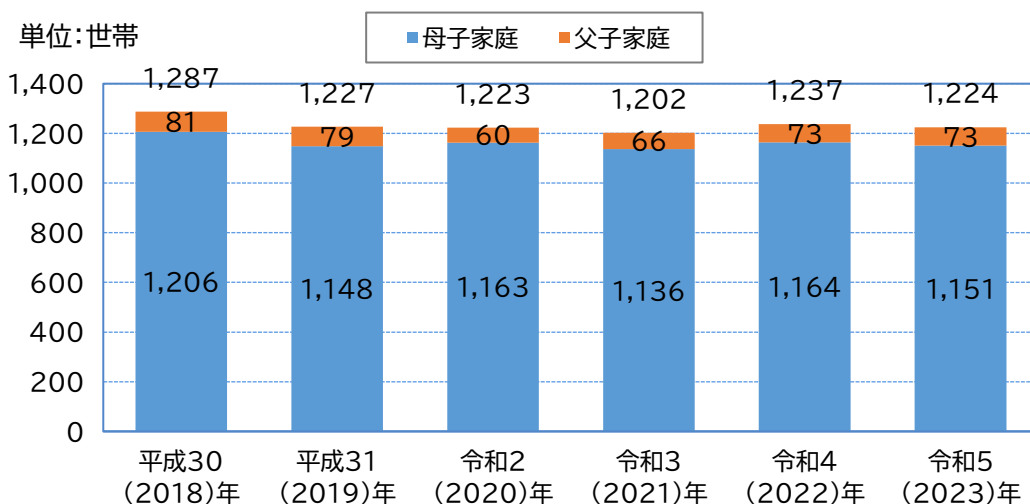
ひとり親世帯の数は、母子・父子家庭のいずれもほぼ横ばいで推移しており、令和5(2023)年は1,224世帯となっています。

■子どもの人口の推移(各年3月末現在)



資料:住民基本台帳

■ひとり親家庭世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料:子育て支援課

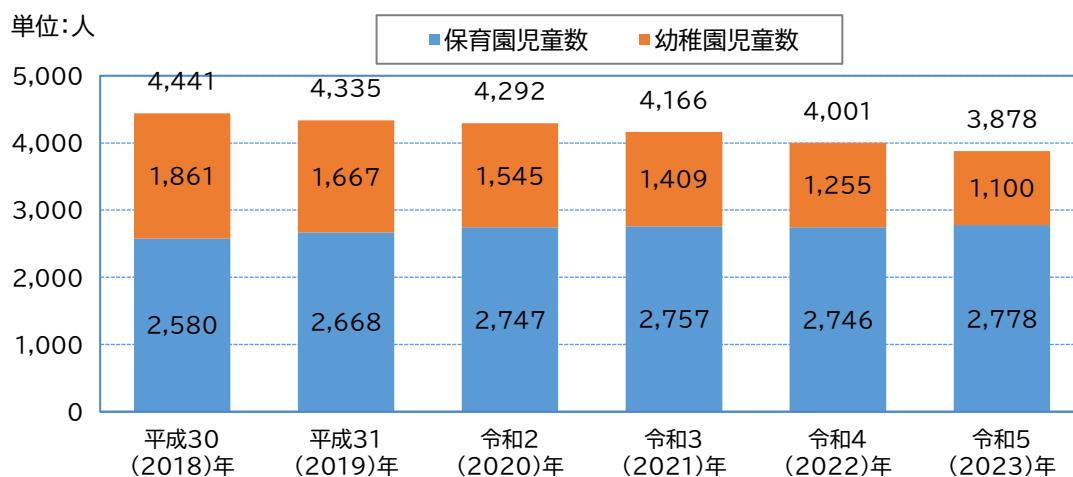
(2)教育・保育施設の利用状況

①保育園・幼稚園利用の状況

保育園児童数は年々増加傾向にありましたが、令和2(2020)年以降は横ばいとなっています。一方、幼稚園児童数は年々減少の傾向にあります。

■保育園児童数、幼稚園児童数の推移

(保育園は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

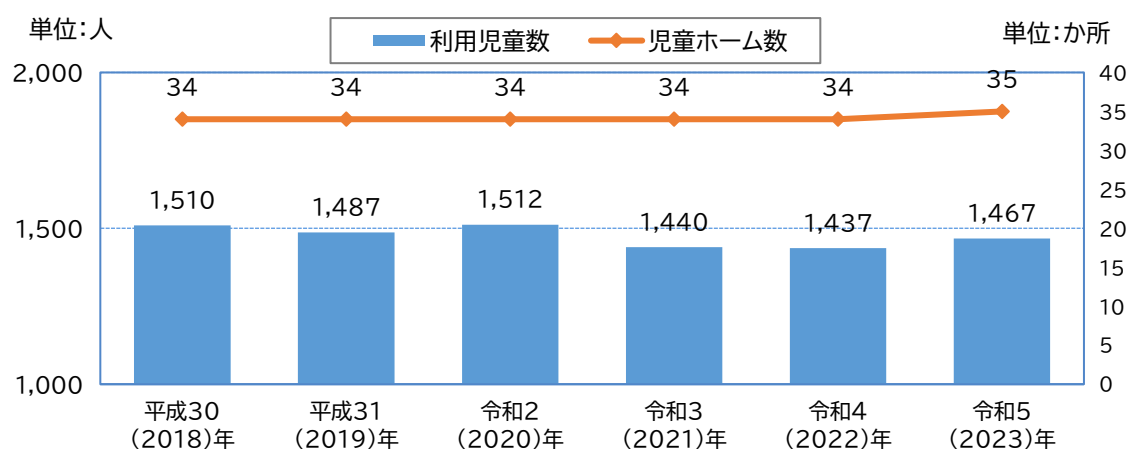


資料:保育課

②児童ホームの利用状況(各年5月1日現在)

児童ホームは全ての小学校に設置されており、平成30(2018)年以降、34か所となっていました。令和5年(2023)年には35か所となっています。また、利用児童数は横ばいとなっており、令和5(2023)年には1,467人の利用となっています。

■児童ホーム数等の推移

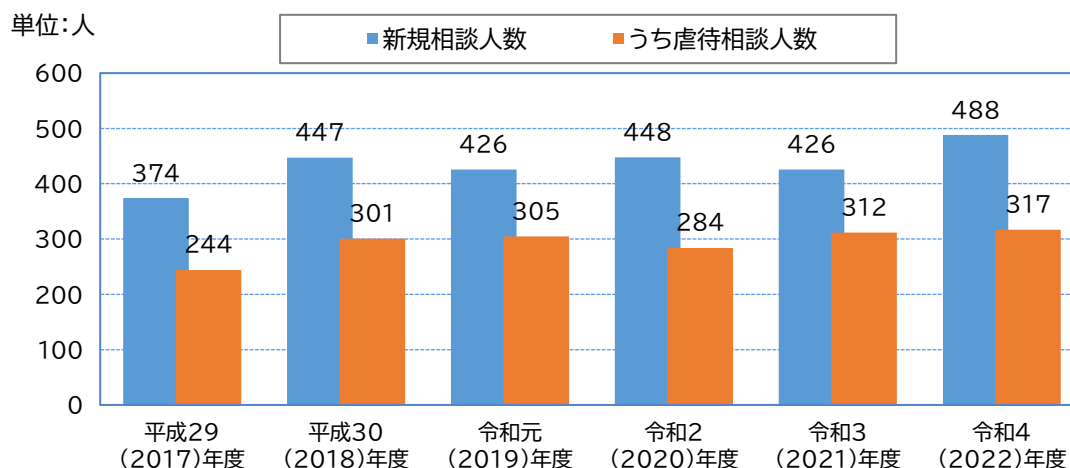


資料:保育課

(3)家庭児童相談の状況

児童福祉の向上を図るため、専門的立場から家庭における児童養育等についての相談を受けています。家庭児童相談室における新規相談人数は増加傾向であり、虐待相談人数も増加傾向にあります。

■家庭児童相談室相談人数の推移



資料:子育て支援課

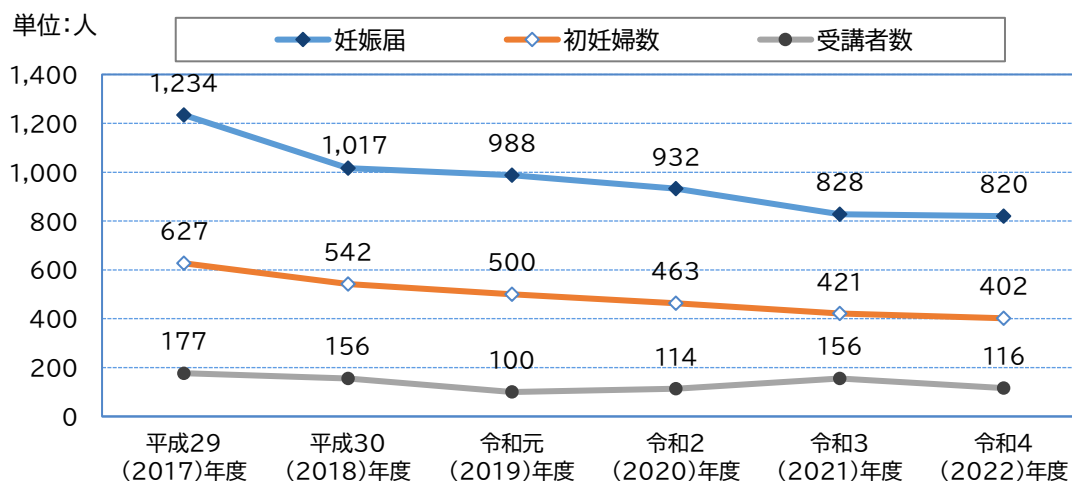
(4)母子保健の状況

①母親学級

母性と健やかな子どもの育成を図るため、健康管理などの情報提供を行い、不安の軽減を図るとともに、安心して分娩に臨めるようにします。

母親学級の受講者数や妊娠届、初妊婦数は、平成29(2017)年度をピークに減少傾向にあります。

■母親学級受講者数等の推移



資料:健康増進課

第4章 高齢者の現状

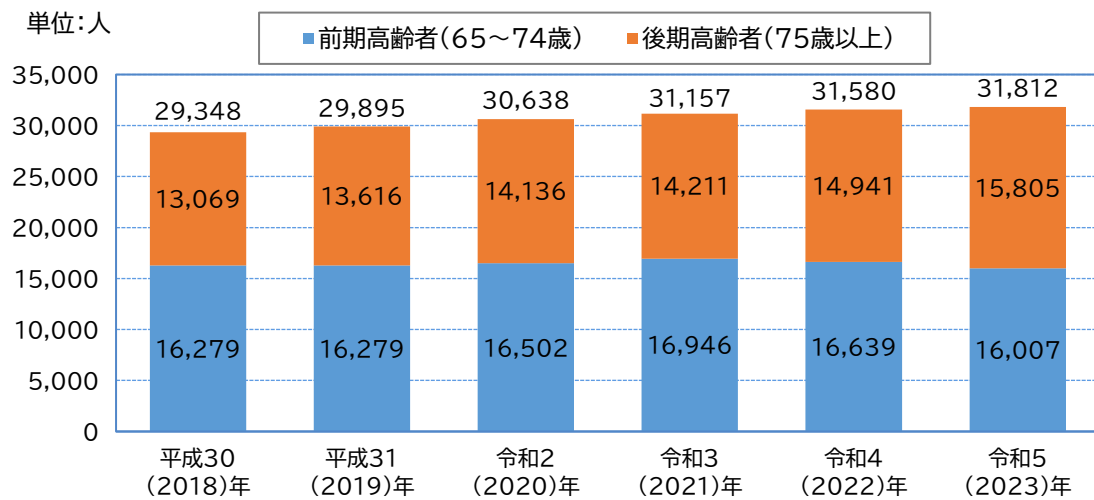
(1) 高齢者人口と世帯

① 高齢者人口

高齢者数は前期高齢者、後期高齢者のいずれも増加しており、令和5(2023)年には31,812人となっています。

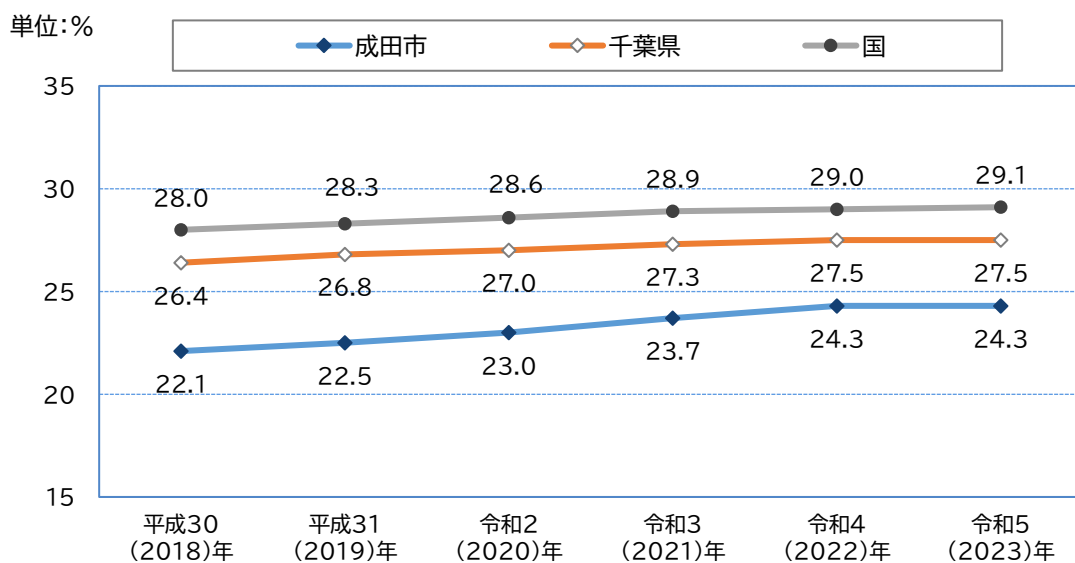
高齢化率は年々上昇しているものの、国や県に比べて低い水準で推移しています。

■ 年齢別高齢者数の推移(各年3月末現在)



資料:住民基本台帳

■ 高齢化率の推移(市は各年3月末現在、国・県は各年4月1日現在)

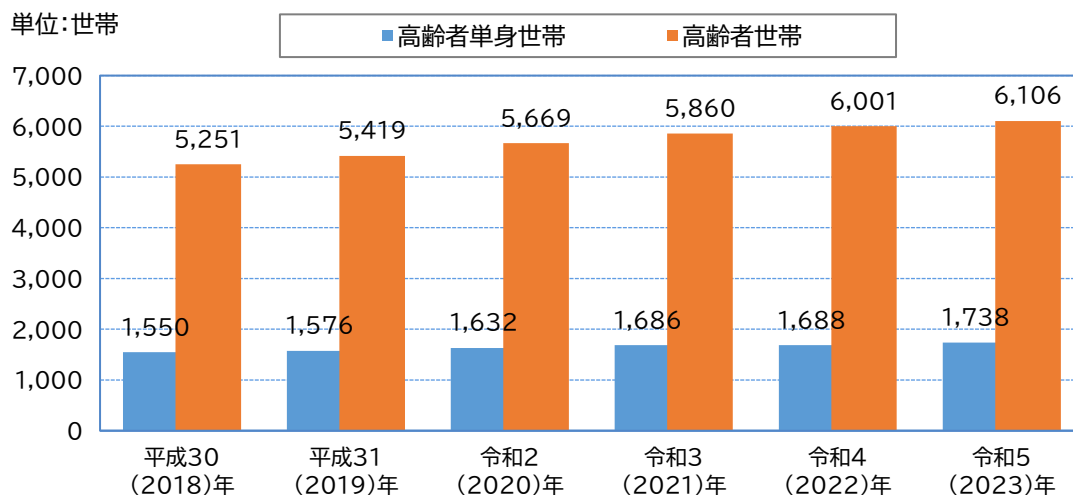


資料:住民基本台帳(市)、千葉県市町村別高齢者人口(県)、総務省人口推計(国)より

②高齢者世帯

高齢者世帯*は、高齢者単身世帯と高齢者世帯いずれも増加をし続けており、令和5(2023)年には高齢者単身世帯が1,738世帯、高齢者世帯が6,106世帯となっています。

■高齢者世帯数の推移(各年3月末現在)



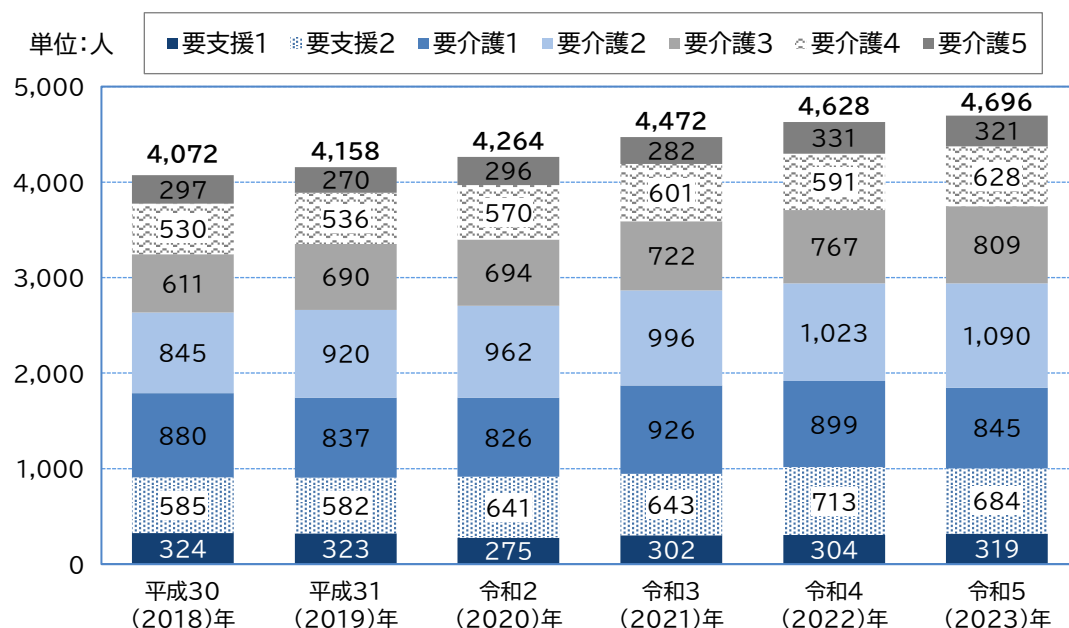
*高齢者世帯とは、65歳以上の方のみで構成された2名以上の世帯をいいます。

資料:高齢者福祉課

(2)要介護認定者

要介護認定者数は、年々増加し続けており、令和5(2023)年には4,696人となっています。また、要介護2から要介護3の中度の認定者数が多くなっており、増加も顕著となっています。

■要介護認定者(第1号被保険者)の推移(各年3月末現在)



資料:介護保険事業状況報告

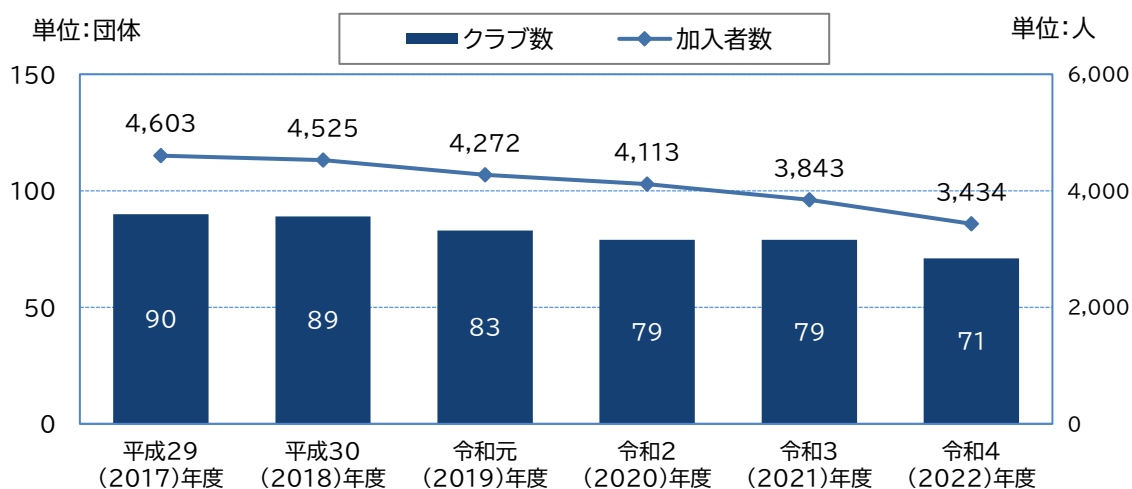
(3)生きがいづくり・社会参加

①高齢者クラブ

高齢者クラブは、おおむね60歳以上の方を対象に、老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図ることを目的に設立されたもので、教養講座の開催、健康増進のための活動、社会奉仕活動などを行っています。

高齢者クラブの団体数は年々、減少し続けており、令和4(2022)年度現在で71団体と、5年で約20団体の減少となっています。また、団体数の減少にあわせて加入者数も減少傾向にあり、令和4(2022)年度は3,434人となっています。

■高齢者クラブ団体数・加入者数の推移



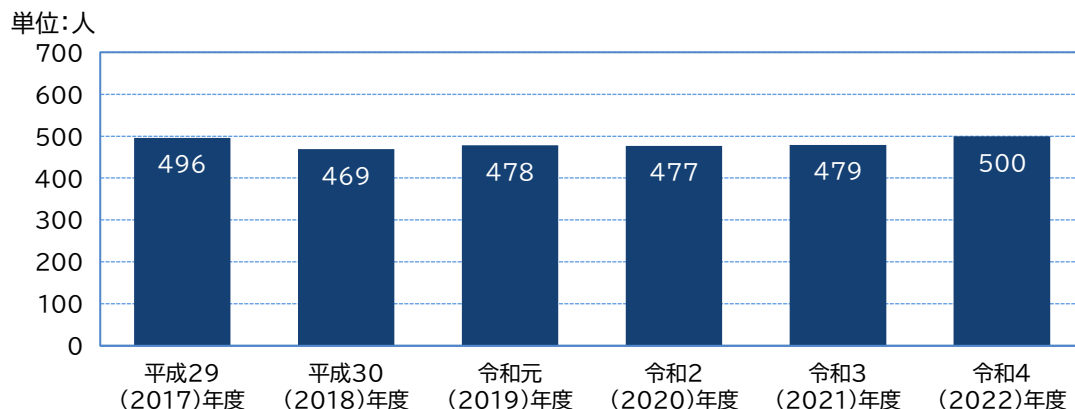
資料:高齢者福祉課

②シルバー人材センター

シルバー人材センターは地域社会と連携して、高齢者の知識・経験・能力を活かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、それらの仕事を高齢者に組織的に提供する高齢者の自主的な団体で、知事から許可された公益社団法人です。

シルバー人材センターの会員数は平成29(2017)年度まではゆるやかな増加をみせていましたが、平成30(2018)年度には一旦469人に減少しました。令和元年度には再び478人に増加し、その後はおおむね横ばいで推移しています。

■シルバー人材センター会員数の推移



資料:高齢者福祉課

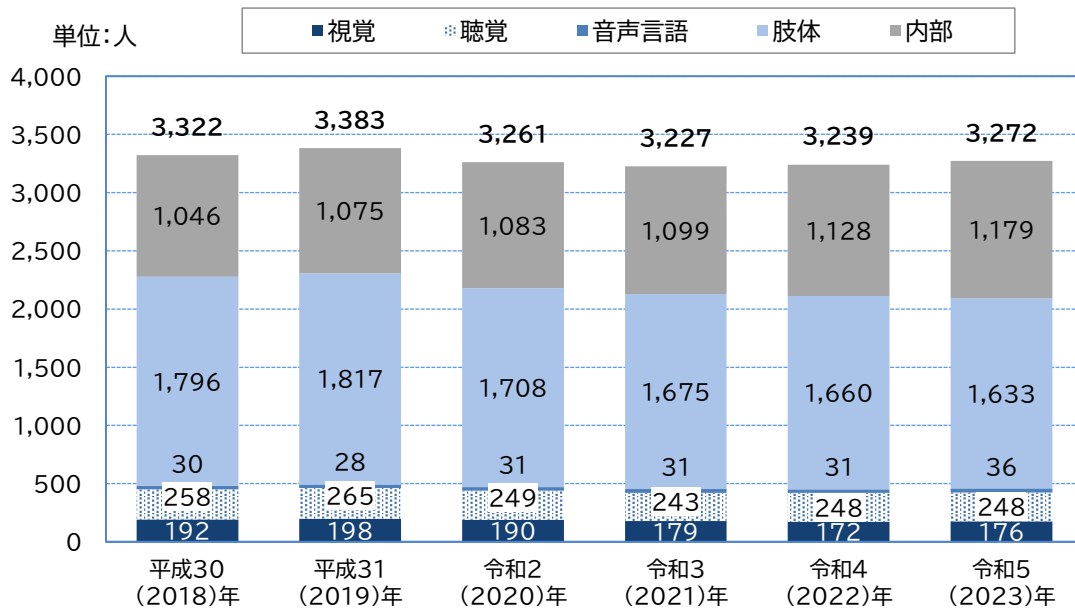
第5章 障がいのある人の現状

(1) 障害手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数はおおむね横ばいで推移しており、令和5(2023)年には3,272人となっています。また、内訳では肢体不自由が1,633人で最も多く、次いで内部障がい者が1,179人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移(各年3月末現在)

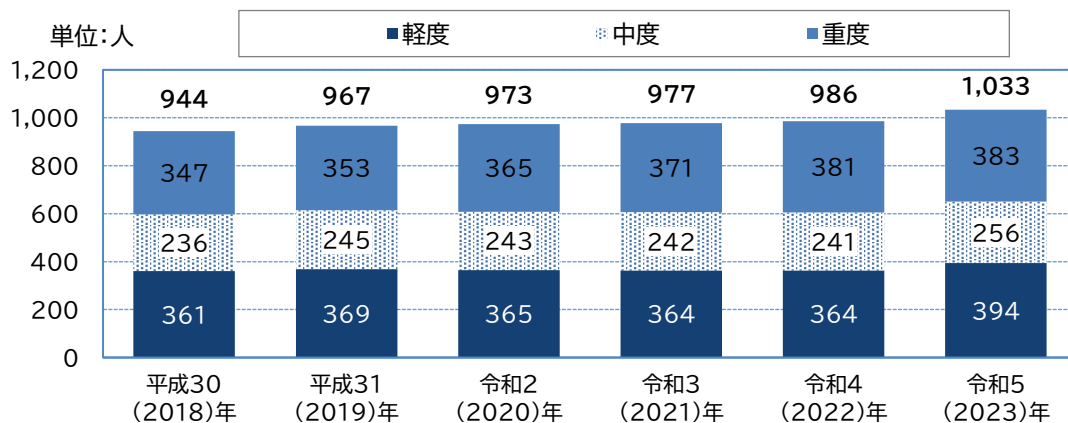


資料:障がい者福祉課

② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加し続けており、令和5(2023)年には1,033人となっています。内訳では、特に重度の増加が顕著となっています。

■ 療育手帳所持者の推移(各年3月末現在)

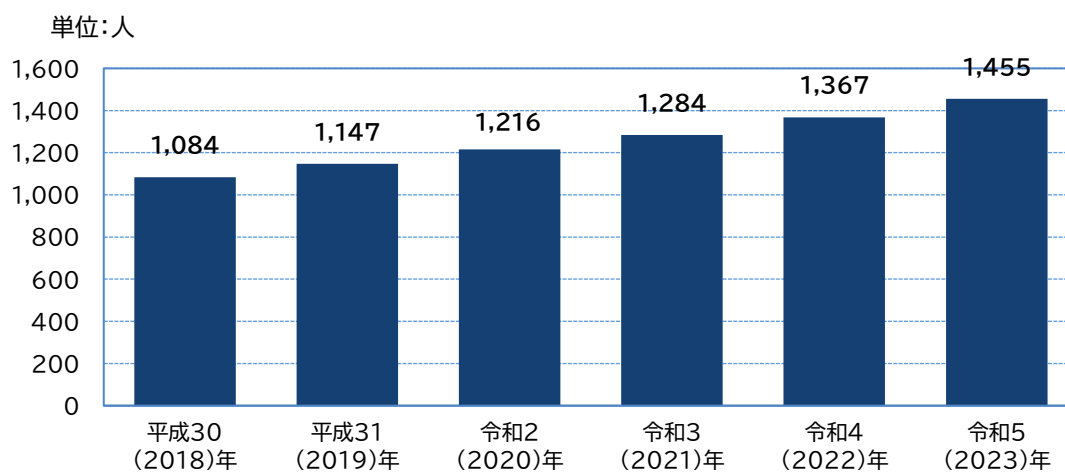


資料:障がい者福祉課

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し続けており、令和5(2023)年には1,455人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(各年3月末現在)



資料:千葉県精神保健福祉センター

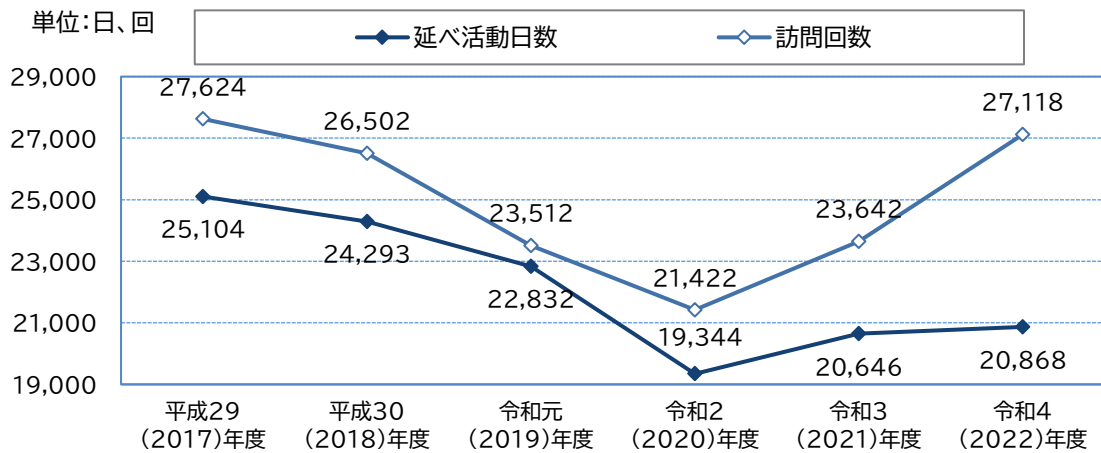
第6章 地域福祉の現状

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、各区域に配置されている民間の奉仕者で、地域住民の福祉相談や社会福祉行政への協力活動を行っています。令和5(2023)年4月1日現在215名の民生委員・児童委員(主任児童委員20名を含む)がそれぞれ担当区域を受け持ち、個別援助活動をしています。

民生委員・児童委員の活動日数や訪問回数は、令和2(2020)年度まで減少傾向にありましたが、令和3(2021)年度からは増加に転じています。

■ 民生委員・児童委員の活動状況

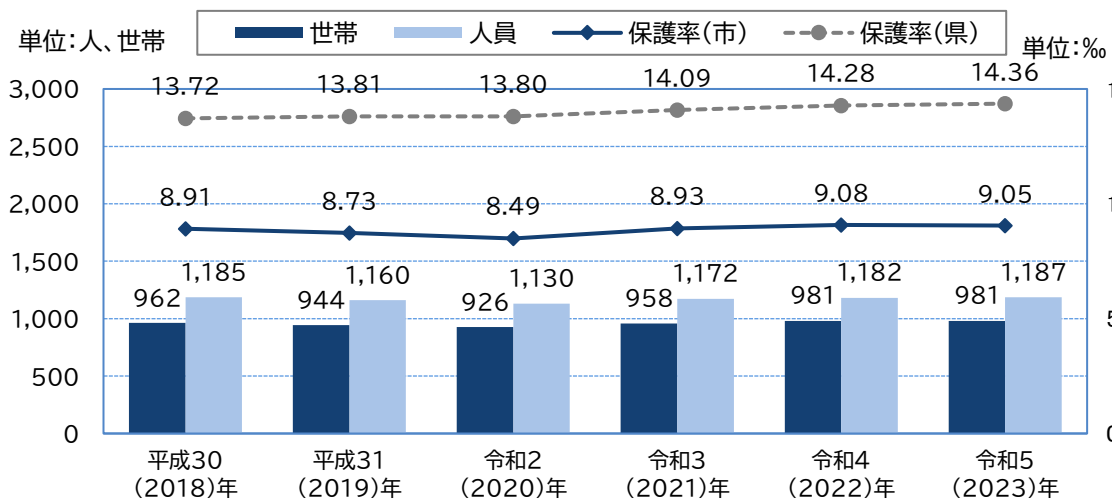


資料:社会福祉課

(2) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数及び人員数は、令和2(2020)年度までは減少し、保護率も減少していましたが、令和3(2021)年度以降は増加に転じています。

■ 生活保護の状況



資料:社会福祉課

(3)成田市社会福祉協議会の状況

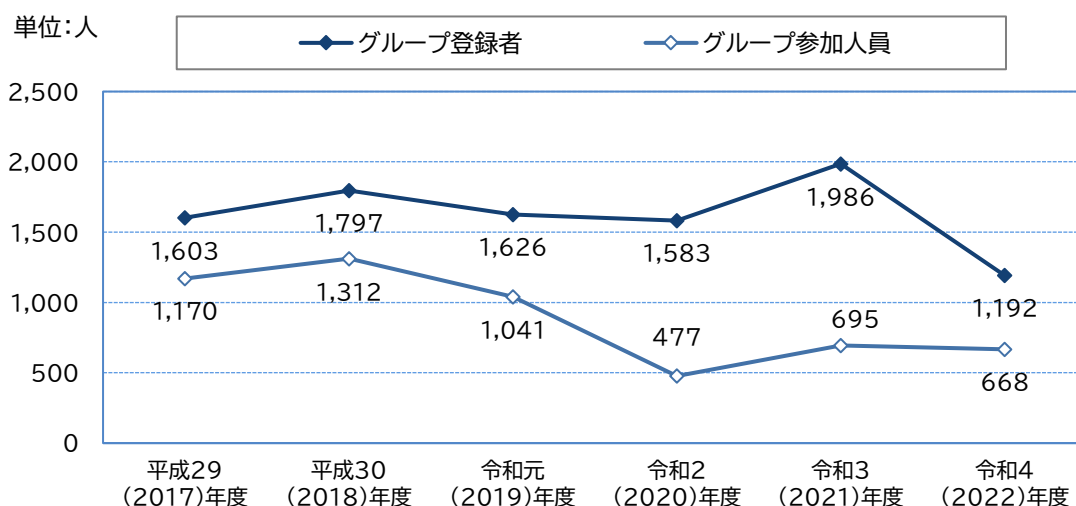
成田市社会福祉協議会は、地域の住民が主体となり福祉関係者及び団体の参加を得て、その地域の問題を法律や制度にしばられることなく、みんなで話し合い協力しあって、自主的に地域福祉を推進していくことを目的とした社会福祉法人です。

① ボランティアの状況

ボランティア活動を促進するため、成田市社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置し、運営を行っています。

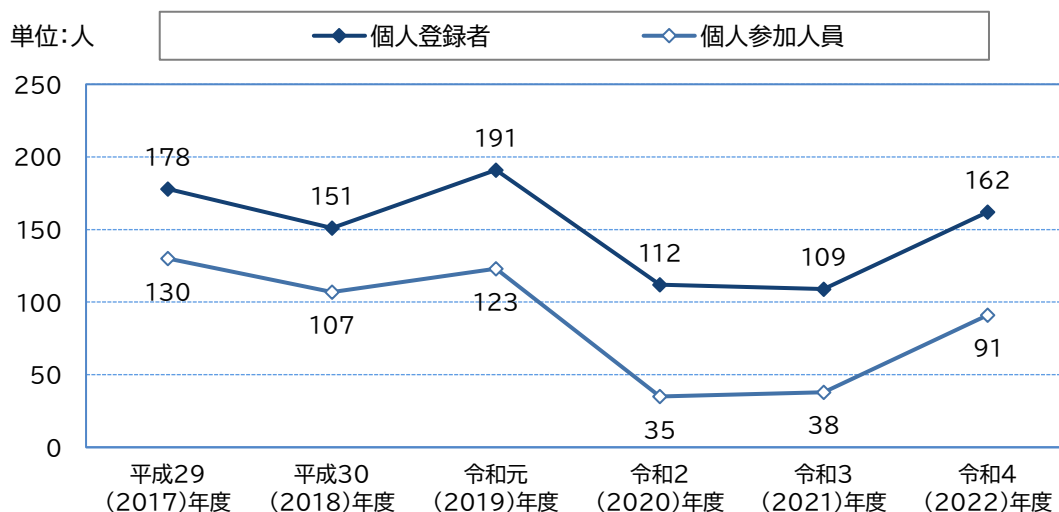
ボランティアセンターの登録者数や参加者数は、年度による増減を繰り返していましたが、令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は、グループ登録による参加人員がそれぞれ477人、695人と大幅に減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられ、令和3(2021)年度の個人による登録も109人、参加者数38人と、いずれも大幅に減少しています。

■グループ登録によるボランティア活動登録者と活動実績



資料:社会福祉協議会

■個人登録によるボランティア活動登録者と活動実績



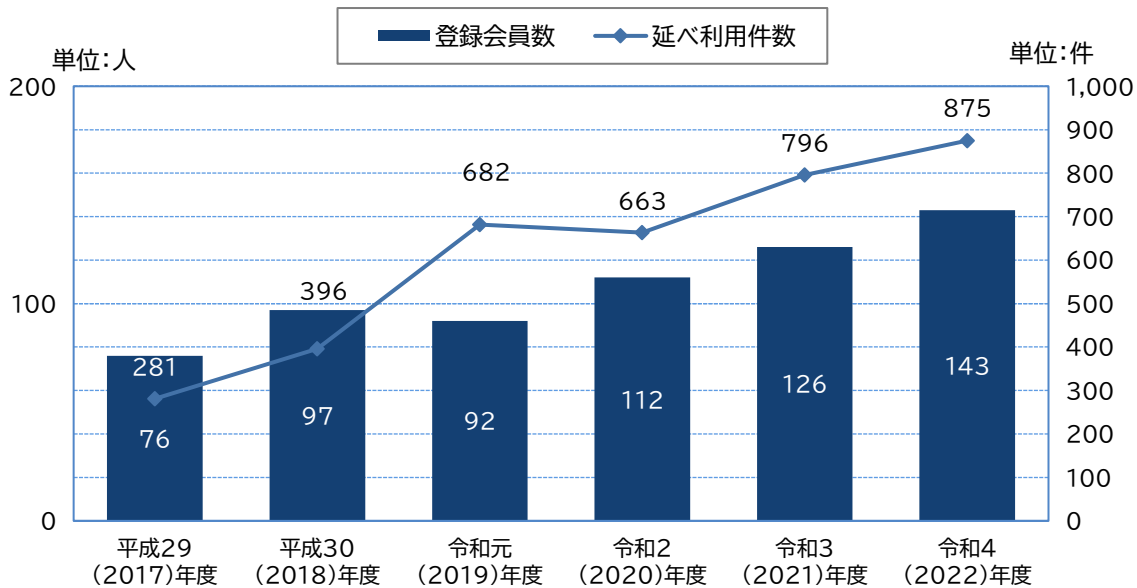
資料:社会福祉協議会

②在宅福祉サービス事業(成田おたすけ隊、なりたファミリー・サポート・センター)の状況

成田おたすけ隊は、相互扶助の精神を基調とする市民の参加協力による家事援助を中心とした適正で低廉な料金の在宅福祉サービスを提供しています。登録会員数は、平成28(2016)年度まで減少しておりましたが、平成29(2017)年度は増加に転じています。また、延べ利用件数は、平成30(2018)年度から増加に転じています。

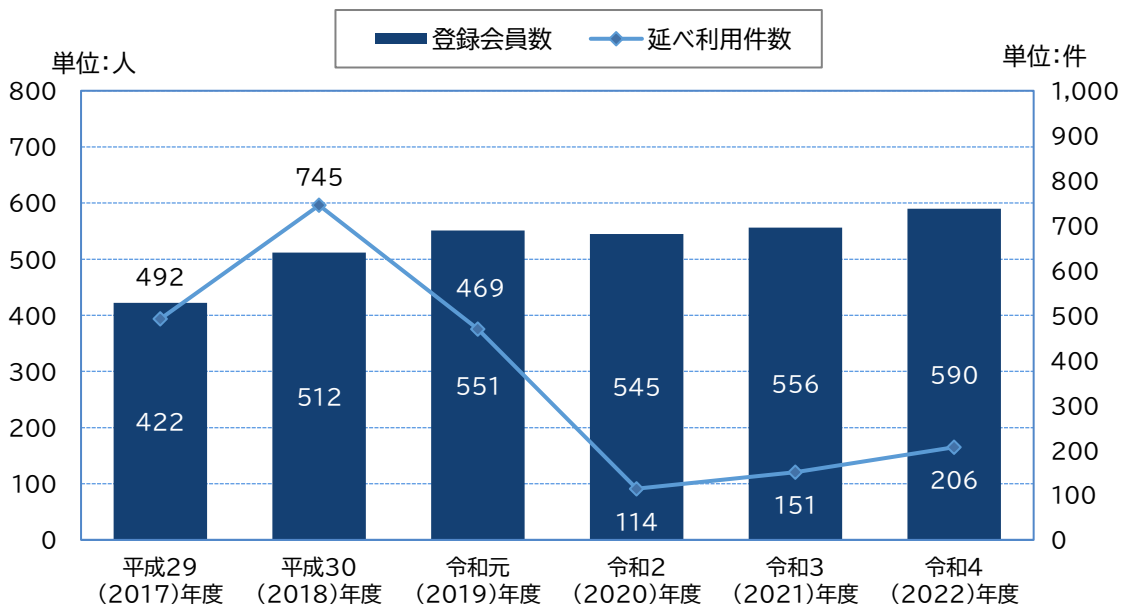
なりたファミリー・サポート・センターは、安心して子育てができる地域社会を目指して、「困ったときはお互い様」の精神を持った市民の参加協力により、子育て支援を中心としたサービスを提供しています。登録会員数は増加傾向にあります。延べ利用件数は増減を繰り返して推移しています。

■成田おたすけ隊の登録会員数と利用件数



資料:社会福祉協議会

■なりたファミリー・サポート・センターの登録会員数と利用件数



資料:社会福祉協議会

③地区社会福祉協議会の状況

本市には、市内に16の地区社会福祉協議会が設置され、独居高齢者ふれあい訪問等サービス事業(市委託事業)やふれあいいきいきサロン等の事業を実施しています。

(令和4(2022)年度実績)

	事業名				
	独居高齢者ふれあい訪問等サービス事業	ふれあいいきいきサロン事業	地区敬老会	広報紙の発行	その他
成田	○	○	※	○	・小学校花壇の整備 ・小学生の福祉体験学習 等
公津	○	○	※	○	・VR認知症体験講座 ・小中学生の福祉体験学習 等
八生	○	○	※	○	・茶話会 ・お楽しみ演芸会 等
中郷	○	○	※	○	・独居高齢者、寝たきり高齢者慰問品配布 ・グラウンドゴルフ大会 等
久住	○	○	※	○	・独居高齢者への歳末慰問 ・小中学校ボランティア支援 等
豊住	○	○	※	なし	・茶話会等
遠山	○	○	※	○	・独居高齢者歳末慰問品配布 ・ボランティア推進事業 等
吾妻・はなのき台	○	※	※	○	・独居高齢者日帰りバス旅行 ・ふれあい会 等
加良部	○	○	※	○	・独居高齢者日帰りバス旅行 ・お花見会 等
玉造	○	○	※	○	・秋のバス旅行 ・茶話会 等
橋賀台	○	○	※	○	・グラウンドゴルフ大会 等
中台	○	○	※	○	・日帰りバスツアー ・新春お楽しみ会 等
大利根	○	○	※	○	・茶話会 ・グラウンドゴルフ大会 等
小御門	○	○	※		・ふれあい研修会(日帰り旅行) ・12月独居高齢者慰問 等
大須賀	○	○	※		・公共施設美化活動 ・独居高齢者へ花鉢の配布 等
昭栄	○		※		

※は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点により中止

資料:社会福祉協議会

第7章 市民アンケート調査結果概要

(1)調査の実施概要

①調査の目的

「成田市総合保健福祉計画」の中間見直しを行い、「第7期成田市障がい福祉計画・第3期成田市障がい児福祉計画」及び「第9期成田市介護保険事業計画」を策定するため、本市に居住する一般市民、障がい者、一般高齢者、要介護認定高齢者に対して、保健・福祉に対する意識及び保健・福祉サービスのニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

②調査の種類と方法

調査種別	調査対象者及び抽出方法
① 一般市民	市内在住の20歳以上65歳未満の市民(無作為抽出)
② 障がい者	本市に居住する65歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病認定者
③ 一般高齢者	本市に居住する65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者(無作為抽出)
④ 要介護認定高齢者	本市に居住する65歳以上で要介護・要支援認定を受けている高齢者
⑤ 市政モニター	市内在住又は在勤・在学で10歳以上の方(モニター登録者)

③回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
① 一般市民	1,500件	518件	34.5%
② 障がい者	3,160件	1,298件	41.1%
③ 一般高齢者	3,988件	2,409件	60.4%
④ 要介護認定高齢者	332件	332件	100.0%
⑤ 市政モニター	1,414件	1,009件	71.4%

④結果の見方

- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 市民アンケート調査のうち、②③④については、令和4(2022)年に実施した調査結果であり、①については、令和元(2019)年に実施した「成田市総合保健福祉計画策定のための市民アンケート調査」の結果となります。なお、⑤は参考として令和5(2023)年5月に実施した「成田市総合保健福祉計画策定のための市政モニターアンケート調査」の結果となります。

(2) 調査結果の概要

① 住まいの形態と地区別の状況【一般市民】

住まいについてみると、「一戸建て持ち家(家族名義を含む)」が58.1%と最も多く、次いで「賃貸マンション・アパート」が15.4%となっています。

地区別にみると、成田地区、公津地区、遠山地区、ニュータウン地区といった市南部では、「分譲マンション(家族名義を含む)」や「賃貸マンション・アパート」といった集合住宅の割合が多くなっています。

		現在、あなたのお住まいは次のどれですか。									
		n	一戸建て持ち家 (家族名義を含む)	分譲マンション (家族名義を含む)	一戸建て借家	賃貸マンション・アパート	県営・市営住宅	宅公団・公社の賃貸住	社員寮	社宅・公務員住宅	その他
全体		518	58.1	12.4	1.5	15.4	1.5	3.7	2.5	0.2	4.6
居住地区	成田地区	155	45.8	14.2	3.9	22.6	3.2	3.9	6.5	0.0	0.0
	公津地区	96	60.4	14.6	0.0	21.9	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0
	八生地区	7	85.7	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中郷地区	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	久住地区	29	96.6	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	豊住地区	8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	遠山地区	48	66.7	0.0	0.0	31.3	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	ニュータウン地区	97	48.5	27.8	0.0	5.2	2.1	13.4	0.0	1.0	2.1
	下総地区	21	95.2	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大栄地区	30	96.7	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

② 近所付き合いと地区別の状況【一般市民】

近所の人との付き合いについてみると、「顔を合わせれば、挨拶をする」が72.4%と最も多くなっています。地区別にみると、成田地区、公津地区、遠山地区では、「ほとんど顔も知らない」が1割台の回答となっていて、今回行った市政モニターアンケートでも、同じ傾向が見られます。

		あなたは、普段ご近所の人との程度のつきあいをしていますか。									
		n	ほとんど顔も知らない	顔がな声をかけている	顔を合わせれば、挨拶をする	顔を合わせれば、挨拶をする	留守の時に荷物を預かる	2時〜3時留守にする	常備品が借切れた時	家族ぐるみで家を来訪する	その他
全体		518	9.8	2.7	72.4	0.6	4.1	0.8	5.0	0.4	4.2
居住地区	成田地区	155	13.5	5.2	74.8	1.3	3.9	0.0	1.3	0.0	0.0
	公津地区	96	14.6	0.0	74.0	0.0	2.1	1.0	7.3	1.0	0.0
	八生地区	7	0.0	0.0	85.7	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
	中郷地区	3	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	久住地区	29	3.4	0.0	86.2	0.0	3.4	0.0	6.9	0.0	0.0
	豊住地区	8	0.0	12.5	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	遠山地区	48	16.7	2.1	75.0	0.0	4.2	0.0	2.1	0.0	0.0
	ニュータウン地区	97	6.2	2.1	77.3	0.0	5.2	2.1	7.2	0.0	0.0
	下総地区	21	0.0	4.8	71.4	0.0	4.8	0.0	19.0	0.0	0.0
	大栄地区	30	0.0	0.0	76.7	3.3	6.7	3.3	6.7	3.3	0.0

③地域の中の問題点と地区別の状況【一般市民】

住んでいる地域の中でどのようなことが問題だと思うかについてみると、「緊急時の対応体制がわからない」が27.2%と最も多く、次いで「特になし」が25.7%、「交通マナーの乱れ」が19.5%となっていて、これらの項目は、今回の市政モニター調査でも、同様に高い結果となっています。

地区別にみると、大栄地区では「高齢者だけの世帯の支援がなされていない」が30%となっているほか、大栄地区や下総地区で「緊急時の対応体制がわからない」が4割台となっています。また、成田地区、遠山地区やニュータウン地区といった市南部の地区では「交通マナーの乱れ」が2割台となっています。

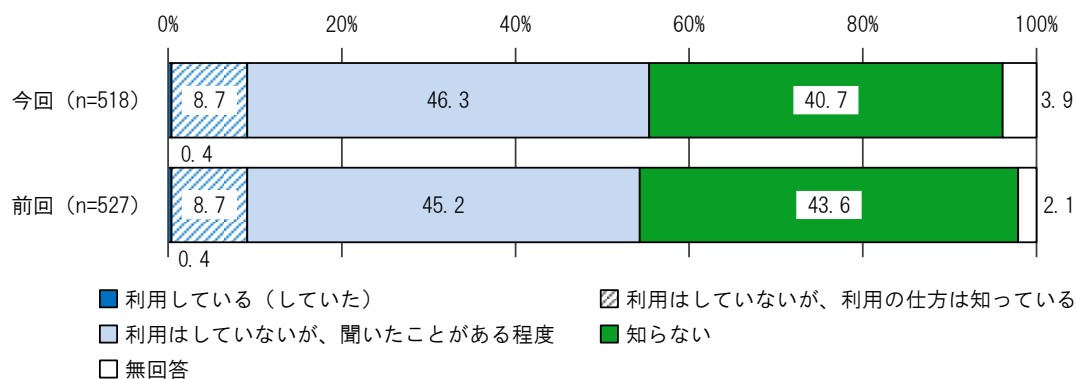
%	現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのようなことが問題だと思われますか。															
	n	あいさつをしない人が多い	い緊急時の対応体制がわからない	犯罪の増加	交通マナーの乱れ	道ばたのごみの増加	子どもの見守りがなされていない	高齢者だけの世帯の支援がなされていない	隣近所との交流が少ない	ない地域の活動に参加する人が少ない	地域の活動に参加する機会が少ない	障がい者に対する理解が不足している	その他	特になし	無回答	
全体	518	11.2	27.2	6.4	19.5	11.8	4.6	5.8	18.7	12.7	5.0	3.9	6.2	25.7	3.7	
居住地区	成田地区	155	15.5	23.9	7.7	23.9	11.0	2.6	3.2	21.9	12.3	5.2	4.5	5.8	26.5	3.2
	公津地区	96	3.1	31.3	7.3	14.6	13.5	5.2	1.0	12.5	7.3	4.2	1.0	6.3	30.2	7.3
	八生地区	7	0.0	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	14.3	14.3	14.3
	中郷地区	3	33.3	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	久住地区	29	10.3	20.7	3.4	13.8	10.3	6.9	3.4	17.2	13.8	3.4	0.0	3.4	34.5	0.0
	豊住地区	8	12.5	25.0	0.0	12.5	25.0	12.5	12.5	0.0	25.0	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0
	遠山地区	48	12.5	33.3	8.3	27.1	25.0	4.2	10.4	18.8	14.6	4.2	6.3	6.3	20.8	0.0
	ニュータウン地区	97	13.4	22.7	2.1	22.7	4.1	5.2	6.2	19.6	14.4	6.2	7.2	7.2	20.6	3.1
	下総地区	21	4.8	42.9	9.5	9.5	14.3	4.8	4.8	14.3	19.0	0.0	0.0	14.3	14.3	4.8
	大栄地区	30	3.3	40.0	3.3	10.0	13.3	10.0	30.0	23.3	13.3	3.3	3.3	0.0	23.3	3.3

④成年後見制度の認知度と利用意向【一般市民】

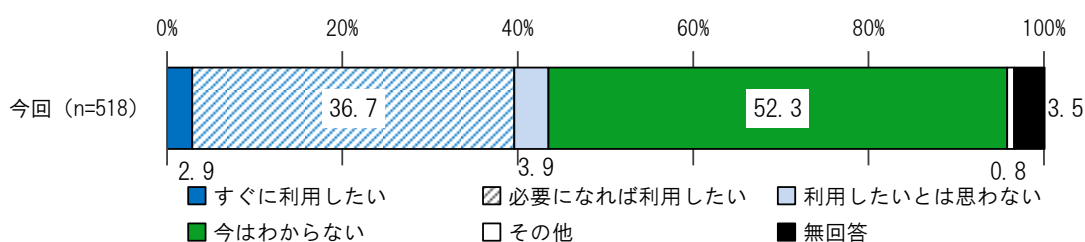
成年後見制度の認知度についてみると、「利用はしていないが、聞いたことがある程度」が46.3%と最も多く、次いで「知らない」が40.7%となっています。利用意向についてみると、「今はわからない」が52.3%と最も多く、次いで「必要になれば利用したい」が36.7%、「利用したいとは思わない」が3.9%となっています。

なお、今回の市政モニター調査では、認知度に関して「知らない」方が20.6%と、一般の方と比べて関心が高い一方、「利用したいと思わない」方も12.7%と、高くなっています。

■認知度

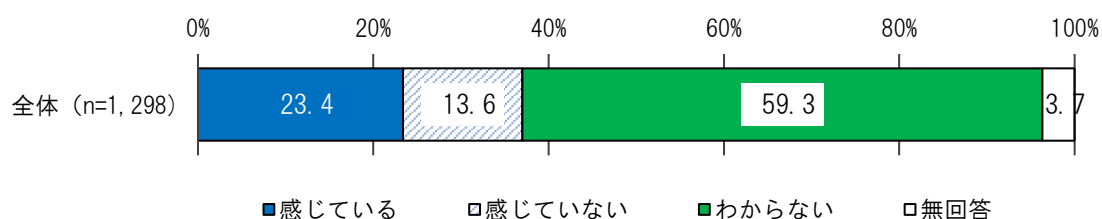


■利用意向



⑤成年後見制度の必要性【障がい者】

成年後見制度の必要性についてみると、全体では「わからない」が59.3%と最も多く、次いで「感じている」が23.4%、「感じていない」が13.6%となっており、前回調査との大きな違いは見られませんでした。



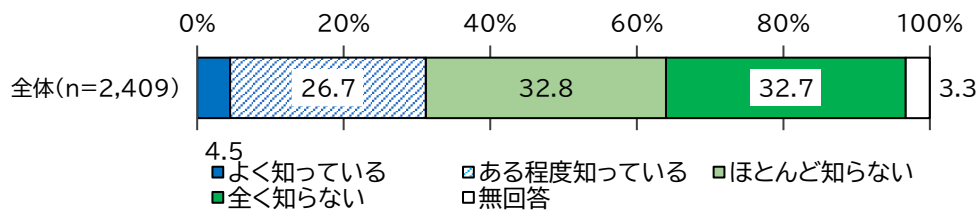
⑥「地域包括ケアシステム」の認知度【一般高齢者・要介護認定高齢者】

「地域包括ケアシステム」を知っているかについてみると、全体では「ほとんど知らない」が32.8%と最も多く、次いで「全く知らない」が32.7%、「ある程度知っている」が26.7%であり、前回調査との大きな違いは見られませんでした。

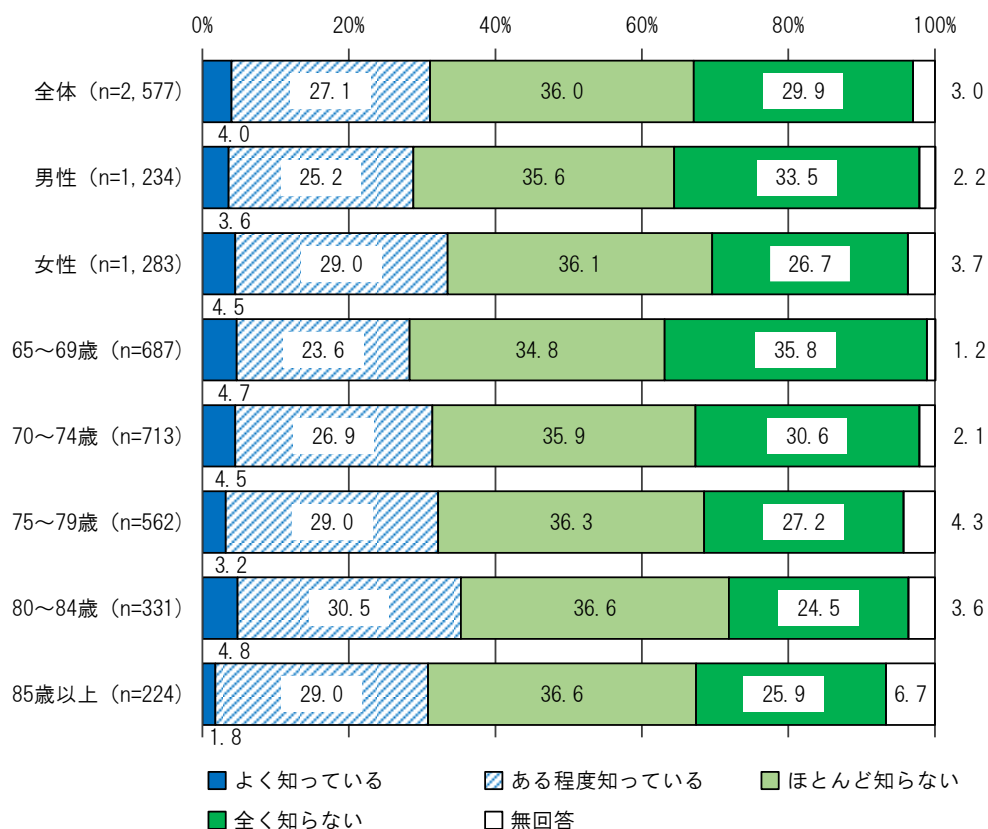
なお、前回調査において、要介護認定高齢者では、「全く知らない」が32.6%と最も多く、次いで「ある程度知っている」が29.5%、「ほとんど知らない」が26.0%でした。

■一般高齢者

(今回調査)

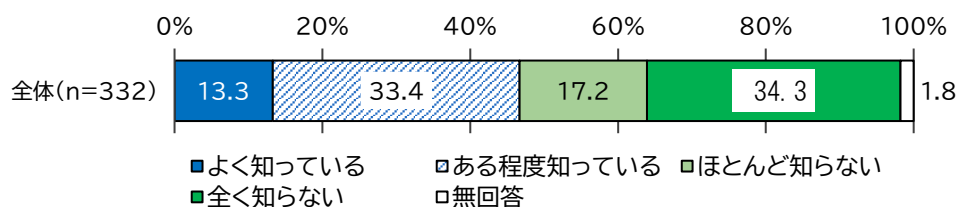


(前回調査)



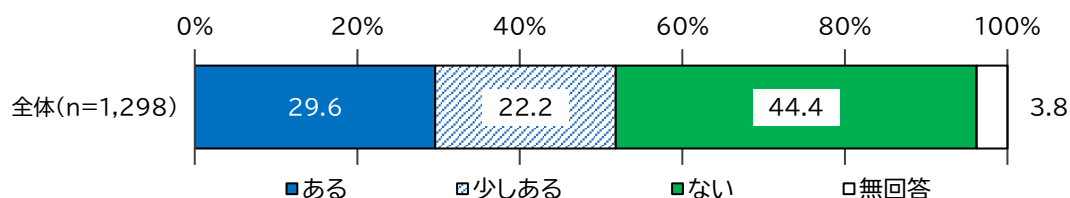
■要介護認定高齢者

(今回調査)



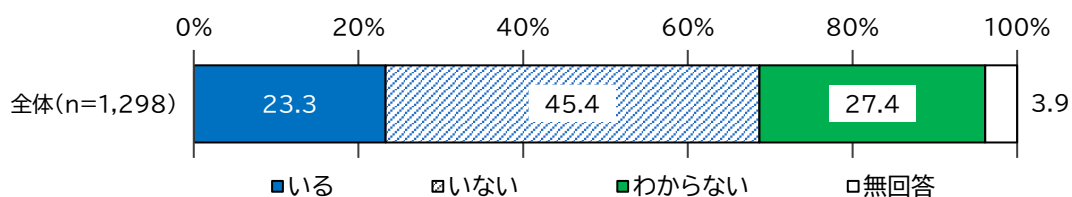
⑦障がいがあることで嫌な思いした経験と経験した場所【障がい者】

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験についてみると、全体では「ない」が44.4%と最も多く、前回と変わっていません。一方で、「ある」29.6%と「少しある」22.2%の割合については、前回調査と逆になっています。



⑧家族不在や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人の有無【障がい者】

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、助けてくれる人についてみると、全体では「いない」が45.4%と最も多く、前回調査時よりも4.5%増加しています。次いで「わからない」が27.4%、「いる」が23.3%となっています。



⑨成田市の保健福祉で特に重要なこと【一般市民】

成田市の保健福祉について、今後特に重要であると思うものについてみると、「交通の利便性確保」が41.9%と最も多く、次いで「災害時の避難誘導體制の整備」が36.9%、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制」が36.3%、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境」が34.9%となっていて、これらの項目は、今回の市政モニター調査でも高い割合を示しています。

地区別にみると、下総地区や大栄地区などで「交通の利便性確保」が特に重要とする意見が6割以上となっています。

		成田市の保健福祉について、今後特に重要であると思うものは何ですか。													
%	n	動協隣	地ポ	機住	ルス誰	づ住	報た差	体口何	社行	スす自	サー高	環み	安		
		力近所	域ラン	会民	・ポ	く民	め別	制をつ	に政	す宅	ー人	境育	心		
全体	518	20.8	15.3	14.5	18.7	17.4	19.7	36.3	24.1	28.4	30.1	34.9			
居住地区	成田地区	155	21.9	20.6	19.4	23.9	19.4	25.2	32.9	23.2	27.7	31.6	38.1		
	公津地区	96	15.6	12.5	12.5	24.0	17.7	16.7	32.3	19.8	20.8	27.1	36.5		
	八生地区	7	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	42.9	42.9	14.3	42.9		
	中郷地区	3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
	久住地区	29	13.8	10.3	13.8	10.3	20.7	20.7	37.9	17.2	48.3	41.4	41.4		
	豊住地区	8	25.0	12.5	0.0	12.5	0.0	25.0	37.5	0.0	25.0	12.5	12.5		
	遠山地区	48	25.0	14.6	4.2	16.7	16.7	25.0	41.7	29.2	25.0	22.9	31.3		
	ニュータウン地区	97	21.6	11.3	11.3	16.5	14.4	15.5	43.3	32.0	24.7	35.1	33.0		
	下総地区	21	19.0	4.8	9.5	9.5	19.0	9.5	23.8	28.6	42.9	19.0	33.3		
	大栄地区	30	30.0	20.0	20.0	10.0	23.3	20.0	40.0	16.7	43.3	26.7	36.7		
		成田市の保健福祉について、今後特に重要であると思うものは何ですか。													
%	n	保健康	素サ	の保	備災	地域	的福	交	ア道	支働	そ	無			
		健康	化サ	育成	害時	と連	社支	通の	路の	働意	他	回			

⑩成田市の保健福祉で特に重要なこと【一般高齢者】

成田市の保健福祉について、今後特に重要であると思うものについてみると、全体では「交通の利便性確保」が40.5%と最も多く、次いで「自宅での生活を支援する在宅福祉サービス」が34.2%、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制」が34.1%となっています。

		成田市の保健福祉について、今後特に重要であると思うものはなんですか																		
%		n	よる 隣 近 所 な ど の 見 守 り の 活 動 へ の 支 援	地 域 活 動 へ の 支 援	ボ ラン テ ィ ア 活 動 や	住 民 同 士 が ふ れ あ う 機 会 や 場	・ 誰 も が 参 加 し や す い ス ポ ー ツ	活 動 へ の 主 的 な 健 康 づ くり	住 民 の 自 主 的 な 健 康 づ くり	福 祉 教 育 や 広 報 活 動	差 別 や 偏 見 を な く す た め の	つ く る な ど 相 談 で き る 窓 口 を	何 で も 相 談 で き る 窓 口 を	関 する 情 報 提 供	行 政 か ら の 保 健 や 福 祉 に	在 宅 福 祉 サ ー ビ ス	自 宅 で の 生 活 を 支 援 す る	児 童 の 施 設 サ ー ビ ス	高 齢 者 、 障 が い の あ る 人 、	安 心 し て ら れ る 子 子 育 て 環 境
全体		2,577	25.7	11.9	15.9	13.9	14.4	10.4	34.1	20.5	34.2	23.5	22.4							
性別	男性	1,234	26.7	13.6	15.7	14.8	15.1	11.5	34.4	21.6	33.2	23.3	24.7							
	女性	1,283	25.3	10.4	16.4	13.1	13.8	9.6	34.2	19.5	35.4	23.9	20.2							
年齢別	65～69歳	687	26.2	12.4	13.8	16.9	16.2	10.6	32.8	22.1	35.2	23.6	27.4							
	70～74歳	713	26.1	11.8	16.0	16.1	14.6	10.0	33.5	20.2	35.1	23.6	24.0							
	75～79歳	562	23.7	11.6	16.5	10.5	13.2	13.2	34.5	21.5	34.7	25.1	19.6							
	80～84歳	331	26.6	12.7	18.1	12.4	14.5	8.5	38.4	16.9	32.0	20.8	18.1							
	85歳以上	224	30.4	11.2	18.8	8.9	11.6	8.5	34.8	19.6	31.7	24.6	15.6							

%		n	保 健 ・ 診 断 や 医 療 サ ー ビ ス な ど の	簡 素 化	サ ー ビ ス 利 用 の 手 続 き の	人 材 の 育 成 と 資 質 向 上	保 健 や 福 祉 の 専 門 的 な	災 害 時 の 避 難 誘 導 体 制 の 整 備	地 域 と 連 携 し た 防 犯 活 動	経 済 的 支 援	福 祉 手 当 の 支 給 な ど の	交 通 の 利 便 性 確 保	道 路 の 段 差 解 消 な ど、 バ リ ア フ リ ー 化	勤 労 意 欲 の あ る 人 へ の 支 援	そ の 他	無 回 答
全体		2,577	20.3	27.4	16.0	33.3	17.6	22.4	40.5	21.1	20.6	1.6	14.9			
性別	男性	1,234	22.7	24.3	16.4	31.8	18.6	23.0	38.0	21.2	24.1	1.9	15.2			
	女性	1,283	17.7	30.4	15.7	35.2	16.8	21.8	43.1	21.0	17.3	1.3	14.2			
年齢別	65～69歳	687	22.1	29.4	21.0	35.7	17.9	22.3	39.0	21.3	25.8	1.5	9.9			
	70～74歳	713	19.6	29.0	15.3	35.5	17.4	21.7	44.2	20.6	22.0	1.3	10.1			
	75～79歳	562	18.1	25.1	12.5	31.5	17.8	22.6	40.6	21.5	17.6	1.8	17.3			
	80～84歳	331	23.0	23.3	13.6	29.3	20.5	24.5	38.1	20.2	16.3	2.7	22.1			
	85歳以上	224	16.5	28.1	15.6	31.7	13.4	21.4	37.9	22.8	14.3	1.3	26.8			

①安心して生活するために必要な体制や仕組み【障がい者】

地域で安心して生活していくために必要な体制や仕組みについてみると、全体では「家族等の急な体調不良などに対応できる、緊急時の受け入れ体制」が57.3%と最も多く、次いで「移動手段の充実やタクシー助成券の交付など移動に関する負担の軽減」が43.3%、「災害などが発生したときに、障がい者児が安心して過ごせる仕組み」が42.8%、となっていて、前回調査から大きな変化はありませんでした。

問43 これからも地域で安心して生活していくためには、どのような体制や仕組みが必要だと考えますか。																						
%	n	24時間 365日 相談を受け	家族等 の急な 緊急時 の受け入	仕組 み の 手 続 き を 代 わ り に 行 う	成年 後見 制度 に 関 する 相 談 や	制 児 が 通 所 や 短 期 入 所 で 可 能 な 体	医 療 的 ケ ア が 必 要 な 障 が い 者	障 が い 者 児 が 安 心 し て 過 ご せ	災 害 な ど が 発 生 し た と き に、	た め の 相 談 ・ 訓 練 体 制	障 が い 者 が 安 心 し て 就 労 す る	な 双 方 が 参 加 し る 講 演 会 等 の 開 催	障 が い 者 が 安 心 し て 就 労 す る	公 園 ・ 施 設 等 の 配 置 の 整 備	視 覚 障 が い に 配 慮 し た 歩 道 や	置 慮 し た 設 置 手 話 通 訳 者 等 の 配	聴 覚 障 が い に 配	負 担 の 軽 減	成 券 の 交 付 な ど 移 動 に 関 する	移 動 手 段 の 充 実 や タ ク シ ー 助	そ の 他	特 に な い
全体	1,298	32.7	57.3	20.2	21.8	42.8	38.0	19.6	17.1	15.1	43.3	6.2	9.8									

第2部 計画の基本理念・基本目標等

第1章 施策展開の基本的方向

1. 基本理念

本市ではこれまで、「住みなれた地域で安心して暮らせる^{ふれあい}交流のまち 成田」を基本理念に、日常生活上の様々な課題や生きづらさがある人でも、地域で安心して生活を続けられるために、保健福祉施策を拡充してきました。

この間、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が全国的に進み、特に保健福祉分野における働き手不足や地域福祉の担い手不足が顕著となってきました。また、様々な価値観や生活様式が認められるにつれ、それぞれが抱える生活上の課題は複雑化、多様化し、社会保障制度だけでは解決が困難なことが増えています。

さらに、これまで経験したことがない自然災害や新たな感染症への対応など、私たちはこれまでの生活の在り方を大きく見直し、新しい生活様式への変容が求められつつあります。

このような時代にあって、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民の一人一人が地域の中で生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会を構築するための取組が必要となります。

このようなことから、「NARITAみらいプラン第2期基本計画」の施策の体系を踏まえ、新たに「健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田」を基本理念に掲げ、「地域共生社会」という新たな地域社会の在り方を市民とともに考え、子どもや大人、高齢者といった世代の違い、障がいの有無や国籍などにかかわらず、市民一人一人の尊厳が大切にされ、お互いに認め合い、支え合いながら生活が続けられる地域社会の構築を目指します。

**健康で笑顔あふれ
共に支え合うまち 成田**

2. 基本目標

「健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田」を基本理念として、各施策を推進するための基本目標を次のように定めます。

(1) やさしさと思いやりに満ちた支え合いのまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、共に支え合って生活する社会を実現するためには、持続可能な社会保障制度のもとで充実した福祉施策の実現が大切です。

そのためにも、高齢者や障がいのある人の人権が擁護され、自分らしく安心して暮らせるような地域福祉体制を確立していくとともに、自立に向けたきめ細かな支援サービスを提供します。

また、生活を送るうえで様々な問題を抱え、生活に困窮している人の生活の安定と自立を支援します。

(2) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

子育て世代が、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、家庭だけでなく、行政を始めとした地域全体で子育てを支えていくことが大切です。

そのため、保育環境の整備など、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭の日常生活全般にわたるサポートといった子育て支援策の充実を図ります。

(3) 健康で笑顔あふれるまちづくり

子どもから高齢者まで全ての市民が生き生きとした生活を送ることができるよう、健康づくりを総合的、計画的に進めていくことが大切です。

そのため、医師や看護師の確保など地域医療体制を確立するとともに、市民が健康的な生活を送ることができるよう、予防接種や健康診査などの保健サービスに加え、各種健康づくりを推進します。

3. SDGs(持続可能な開発目標)の視点

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年に国連において採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

また、本市の総合計画である「NARITAみらいプラン」では、「SDGsは市民生活や地域活動とも密接に関連しており、市民や地域に最も近い主体である地方自治体の果たすべき役割はますます大きくなっています。そのため、本市では第2期基本計画にSDGsの理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて、『誰一人取り残さない』社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組んでいきます。」と明記されています。

本計画においても、貧困問題、母子保健をはじめとする健康づくり、虐待の防止や協働の考え方など重なる分野があることから、SDGsの視点を取り入れて「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものとします。



第2章 福祉社会の将来像

「健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田」を基本理念に、子どもや高齢者、障がいのある人など全ての人々の幸せな姿や、住んでいてよかったと心から思えるまちの姿を目指し、本市の福祉社会の将来像としてその実現に努めます。

1. 成田市が目指す“人々の姿”

(1) 子どもたちと家庭の姿

①安心して出産・育児ができます。

- ・子どもの病気や発育・発達のことなどで不安を持った時には、身近に子育ての仲間がいたり、気軽に相談できる機関があることで、子育ての不安が解消されています。
- ・家庭における家事や育児などの役割を、男女が協力して共に担っています。
- ・妊娠から出産まで、寄り添った相談支援体制により、安心して、出産ができる環境が整っています。

②健康の保持・増進に努めています。

- ・出産後の母と子どもの各種健康診査や健康相談、訪問指導などきめ細やかなサービスが身近な所で受けられ、母子共に健康の保持・増進が図られています。
- ・幼児期から健康な生活習慣が身につく、「早寝・早起き」「楽しい食事」「元気な遊び」の大切さが認識されています。

③保育や幼児教育が充実し、安心して子育てができます。

- ・延長保育や一時保育の充実により、安心して働くことができます。また、低年齢児保育も充実し、産休・育休明けの保護者の職場復帰が円滑に図られています。
- ・保育園や幼稚園では、障がいのあるなしにかかわらず保育や教育が受けられ、統合保育が進んでいます。
- ・専業主婦も一時保育などのサービスを利用することができ、育児の不安やストレスから解放される時間が持てます。保育園や幼稚園は、身近な相談機関として子育てを応援しています。

④子どもと親が共に成長することができます。

- ・子育てに関する情報や、子どもの発達段階に応じた親のあり方、子育ての方法など、学習機会の充実が図られています。
- ・福祉や環境、人権、平和、国際理解、情報など、多様性のある社会やグローバル化社会で求められる能力や資質を身につけられる教育が進められています。
- ・子どもの個性や障がいの状況に即した教育が進められ、豊かな人間性と望ましい人間関係の形成が図られています。
- ・生活困窮世帯における貧困の連鎖が断ち切れ、全ての子どもが等しく人生の選択の機会を得られています。

⑤子どもたちが生き生きと生活しています。

- ・児童ホームや公園、遊び場などの整備が進められ、夢中で遊ぶ子どもたちの元気な声が聞こえてきます。
- ・子どもたちが主体的に社会活動やスポーツ活動に参加しています。
- ・地域ぐるみで健全育成活動が進められ、子どもたちを取り巻く環境の改善が進められています。
- ・子どもたちは自由に意見を述べることができ、それらの意見が家庭や社会の様々な場面で反映されています。

(2)成人期の人々の姿

①健康の保持・増進に努めています。

- ・日頃から健康の保持・増進に心がけ、自らの状況に合わせた好ましい生活習慣を身につけています。
- ・がん、歯科疾患、生活習慣病などの疾病を早期に発見するため、各種がん検診や特定健康診査などを受診し、健康づくりに努めています。
- ・気軽に利用できる相談機関があり、心身の悩みや不安が軽減されています。
- ・健康の維持増進のため、毎日ウォーキングなどの運動をしています。

②自らが地域の保健福祉の資源となっています。

- ・自分たちの福祉と健康づくりのために、自助グループをつくりみんなが支え合っています。
- ・自らの意思で、地域の福祉や健康づくりの担い手となり、自然体でボランティア活動が実践され、自らの生きがいづくりにも役立てています。

(3)高齢者、障がいのある人の姿

①健康の保持・増進に努めています。

- ・毎日、元気ですごせるように、積極的に健康づくりに努め、生きがいを持って生活しています。
- ・健康診査や各種がん検診などの健診結果をもとに、かかりつけ医の管理・指導を受けています。

②家庭、地域において必要な支援を受けて、自分らしい生活をしています。

- ・住み慣れた地域で住まいが確保され、地域生活を続けることができます。
- ・介護を必要とする高齢者や障がいのある人は、医療と福祉の一体的な提供体制のもと、自らの意思でサービスを選択し、地域での生活をできるかぎり維持することができます。
- ・介護者のための支援も充実し、介護疲れやストレスの解消が図られています。

③学び、そして働いています。

- ・いつでも、誰でも、学習の機会を持てる生涯学習システムと場の整備が進み、年齢や障がいの有無にかかわらず自分にあった学習をしています。
- ・市民を対象とした学習の機会が拡充され、講座などに積極的に参加しています。また、元気な高齢者が講師となり、これまで培った経験や技能を最大限発揮しています。
- ・シルバー人材センターでは新たな職域開拓を進め、会員が生きがいを感じながら働いています。
- ・障がいのある人の就労機会や場の整備が進み、事業主や共に働く従業員の理解も得られ、働く意欲が増進しています。
- ・障がいがあり、就労が困難だった人も、社会参加のための場所と機会が身近に確保され、自分が望む、自分らしい生活を営んでいます。

④高齢者も障がいのある人も、人権が擁護され、意欲と希望を持って生きています。

- ・自分でできることは自分で取り組み、できないことは「助けて」と援助を求めます。助けたり、助けられたり、地域の住民が相互に「一人一人の自立」を支えています。
- ・判断能力が不十分な状態になっても、人権が擁護され、必要な支援を適切に受けながら、地域生活を続けています。
- ・誰もが、文化活動や趣味などを楽しみ、できるかぎり生活の質の向上に努めています。
- ・障がいのある人の意思疎通手段が増え、地域の人々と容易にコミュニケーションを図ることができます。
- ・「地域で支え合う」という意識が普及するとともに、高齢者や障がいのある人も地域の「支え手」として主体的に活動し、生きがいを感じています。

2. 成田市が目指す“まちの姿”

① 誰もが一緒に暮らせる心のふれあうまちです。

- ・子どもや高齢者、障がいのある人専用として特別な設備などを用意するのではなく、誰もが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン*を採用するなど、暮らしやすいまちづくりが進められています。

*「ユニバーサルデザイン」とは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいいます。

② 誰もが平等に暮らせる明るいまちです。

- ・年齢の違いや障がいがあることによる不利益をなくし、あらゆる機会が平等に保障され誰もが等しく人生を楽しめるようなまちづくりが進められています。

③ 誰もが自由に行動できる楽しいまちです。

- ・交通機関、道路、公園、公営住宅などの施設においては、段差の解消やエレベーターの設置、利用しやすいトイレの整備などの改善が図られ、誰もが行きたいところに行けるまちづくりが進められています。
- ・事業者の理解と協力により、公共施設に限らずショッピングセンターやホテルなどの公益施設においても、誰もが自由に行動できるまちづくりが進められています。

④ 誰もが日常に希望を持って生活できるまちです。

- ・年齢や個性の違い、日常生活の悩みや課題の有無にかかわらず、学び、働き、趣味やスポーツを楽しみ、地域活動に参加するなど、誰もが日常に希望を持って生活できるまちづくりが進められています。

⑤ みんなが助け合う福祉のまちです。

- ・子どもや高齢者、障がいのある人など、日常生活で困っている人がいたら、自然に声をかけ、手を差し伸べ、また、多くの人たちがボランティア活動に参加し、温かい心の通う福祉のまちづくりが進められています。

⑥ 一人一人が健康づくりの主体となるまちです。

- ・誰もが、健康づくりのために必要な支援や資源を利用することができ、健康的なまちづくりの主役になっています。

⑦ 福祉事業の従事者が働きやすいまちです。

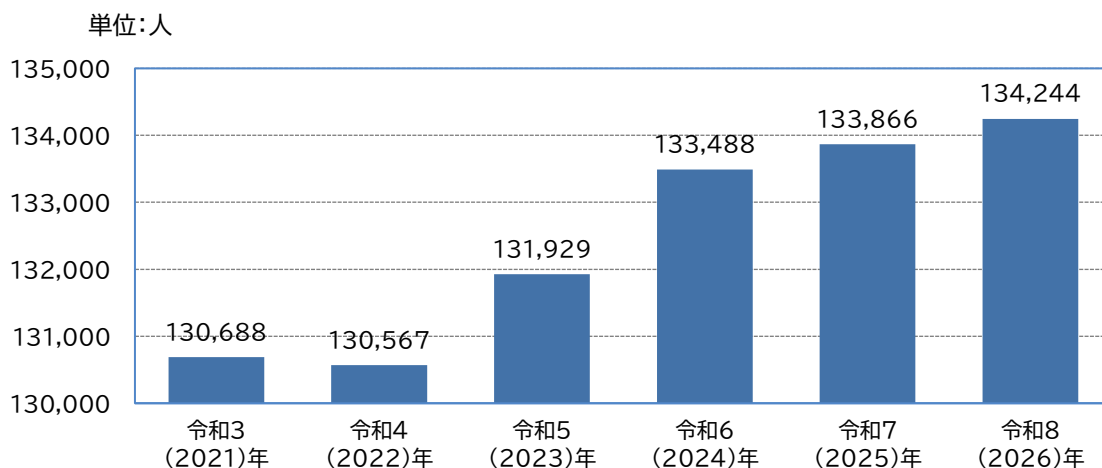
- ・医療や保健、福祉に携わる専門職が日頃から連携し、市民に対するサービスの質の向上を高めるとともに、本人の知識や技術の向上が図られています。

第3章 人口等の将来予測

(1)人口

本市の総人口は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4(2022)年にかけて減少しましたが、その後、計画期間中は緩やかに増加し、計画の最終年度(令和8(2026)年)には134,244人となる見込みです。

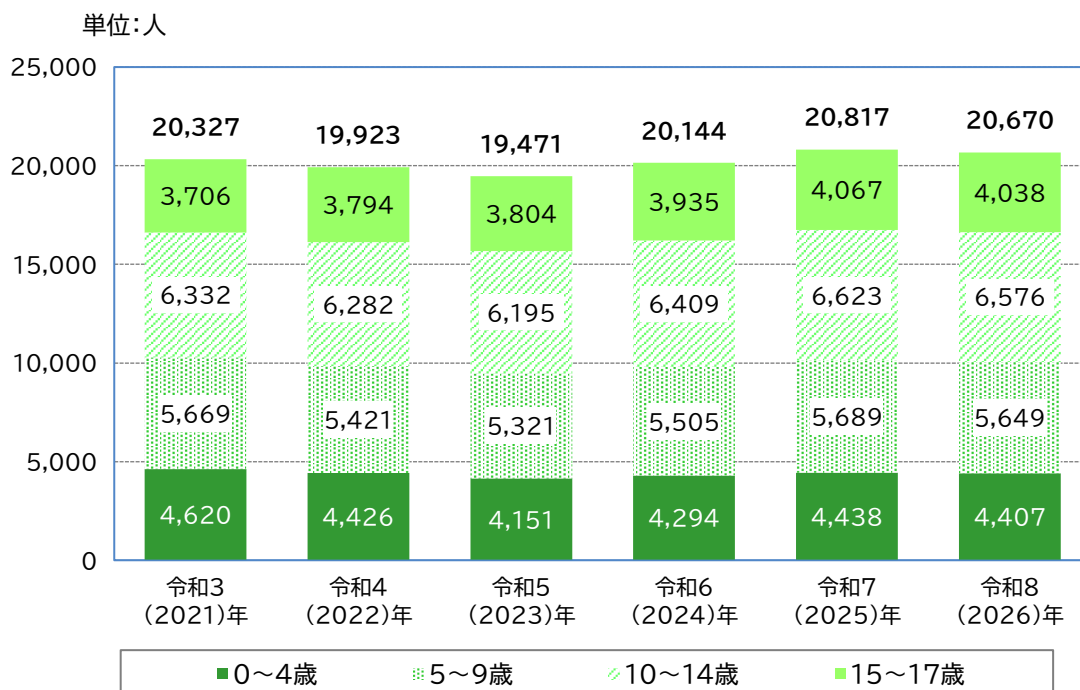
■総人口の見通し



(2)子どもの数

18歳未満の子どもの数は、計画の最終年度(令和8(2026)年)は20,670人となる見込みです。

■18歳未満の子どもの数の見通し

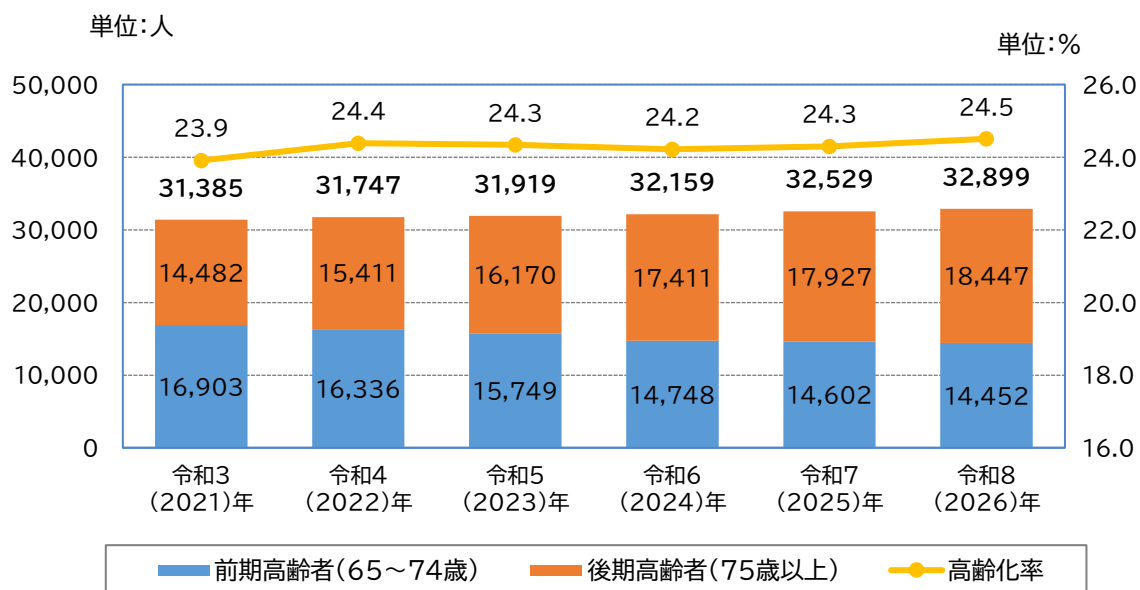


(3) 高齢者・要介護認定者数

① 年齢別高齢者数

高齢者数は、計画期間中は緩やかな増加の見通しとなりますが、年齢別で見ると前期高齢者は減少し続け、後期高齢者は増加し続ける見込みとなります。また、高齢化率も緩やかに増加し、計画の最終年度(令和8(2026)年)は24.5%の見込みとなります。

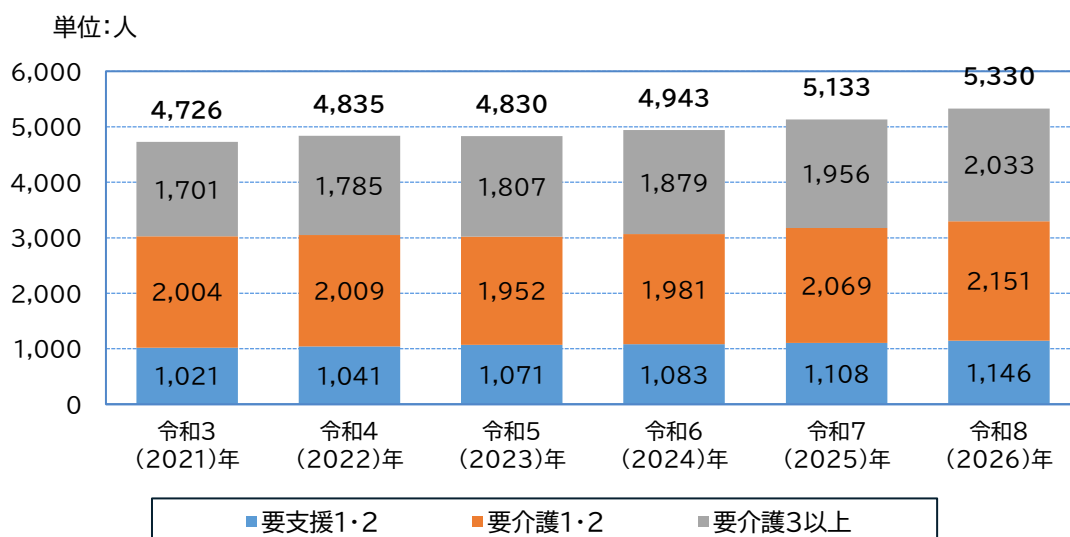
■ 高齢者数の見通し



② 要介護認定者数

要介護認定者数は、計画期間中は増加し続ける見込みとなり、計画の最終年度(令和8(2026)年)は5,330人となる見込みです。

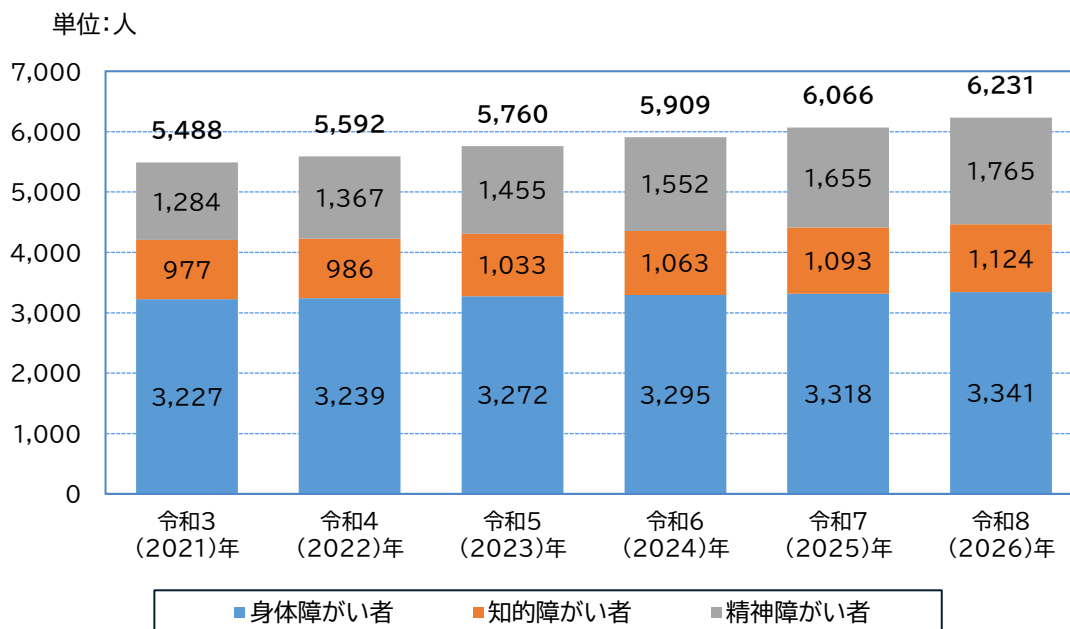
■ 要介護認定者数の見通し(第1号被保険者)



(4)障がい者数

障がい者数は、いずれの障がい種別も増加する見込みとなり、計画の最終年度(令和8(2026)年)は6,231人となる見込みです。

■障がい者数の見通し



第4章 施策の体系

◇基本理念

健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田

◇基本目標

- ・やさしさと思いやりに満ちた支え合いのまちづくり
- ・安心して子どもを産み育てられるまちづくり
- ・健康で笑顔あふれるまちづくり

◇施策体系

1 地域福祉の推進

p.42

- 1. 包括的な支援体制の構築 p.42
- 2. 多様な支援を育むまちづくり p.45
- 3. 活動しやすい地域づくり p.47
- 4. 安心して暮らせる環境づくり p.48

2 自立・就労支援の推進、成田市再犯防止推進計画

p.51

- 1. 生活困窮者支援の推進 p.51
- 2. ひきこもり対策・再犯防止の推進 p.53

3 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進

p.55

- 1. 子どもの健康づくりと福祉の充実 p.55
- 2. 子どもがのびのび育つまちづくり p.57
- 3. 子育て家庭への支援 p.59
- 4. 子育てと仕事の両立支援 p.61

4 成人・高齢者の保健福祉の推進

p.63

- 1. 健康づくりの推進 p.63
- 2. 生きがいづくりの推進 p.65
- 3. 住み慣れた場で生活を続けられる環境づくり p.66

5 障がいのある人の保健福祉の推進

p.68

- 1. 豊かな生活を支える福祉の充実 p.68
- 2. 安心して暮らせる保健・医療の充実 p.70
- 3. 個性と可能性を伸ばす保育・教育・生涯学習の充実 p.72

第3部 健康で笑顔あふれ 共に支え合うまちを築くために

第1章 地域福祉の推進

1. **包** 括的な支援体制の構築

【施策の方向】

(1)断らない(包括的)相談支援体制の構築

○「8050問題」や「ダブルケア」、「性的マイノリティ」*1などのように、福祉課題や生活課題が複合化、複雑化する中、単一の相談支援機関での対応には限界があることから、制度・分野ごとの縦割りを整理し、地域の様々な主体の参加や地域のネットワーク構築などによる包括的・重層的な支援を提供する必要があります。

○本計画では、重層的支援体制の構築*2を見据え、その重要な機能を有し、利用者の相談を「断ることのない」支援体制を構築するため、令和5(2023)年度より、成田市包括的相談支援連携会議を設置しました。

*1「性的マイノリティ」とは、性の在り方において、少数派とされる人を指し、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(体の性別と性自認が異なる人)、クエスチョニング(性自認がはっきり固定されていない人)、それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBTQ」などと表現されることもあります。

*2「重層的支援体制の構築」とは、社会福祉法の改正により、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業です。

○構築の過程では、地域包括支援センターなどの既存の相談支援機関などと密接に連携し、協議を進めていきます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
相談支援体制の構築に向けた検討	社会福祉課・関係課	新規	検討					
断らない相談支援体制の構築	社会福祉課・関係課	新規	事業開始					

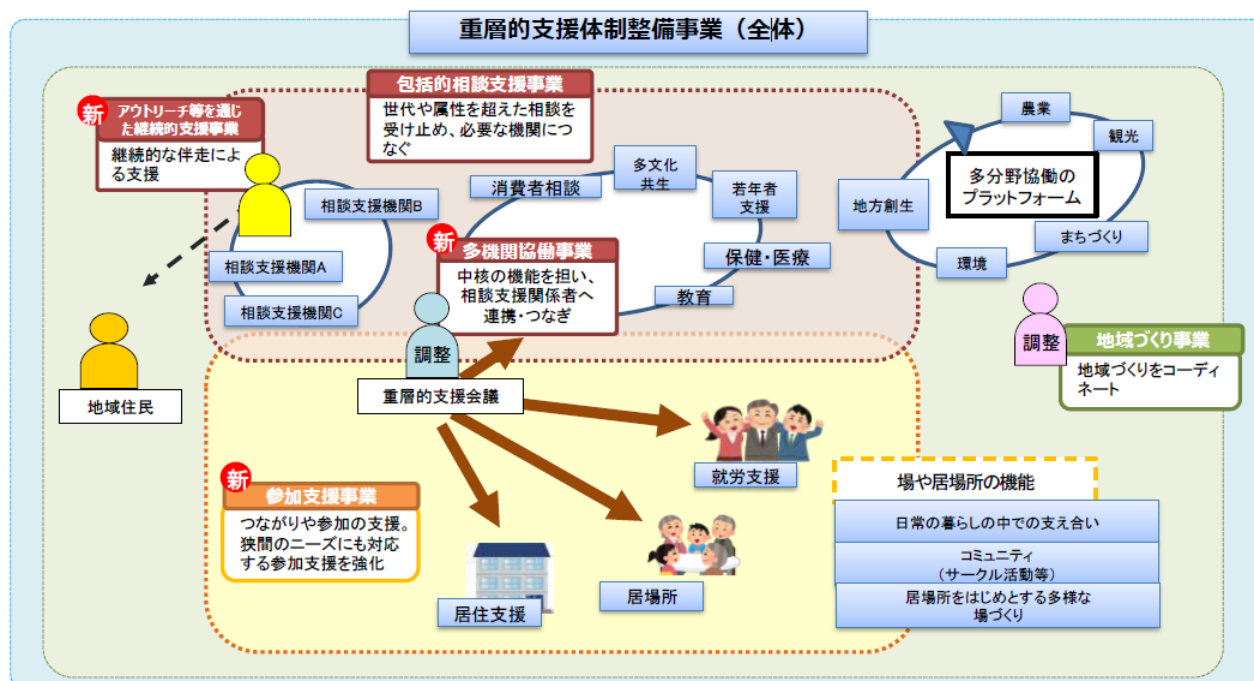
◇その他関連事業

- 地域包括支援センターの充実(介護保険課)
- 子ども110番・家庭児童相談室の充実(子育て支援課)
- 育児相談等による相談活動の充実(健康増進課)
- ほっとすまいるセンター(障がい者相談センター)、地域生活支援センターの充実(障がい者福祉課)

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業により、本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

*「アウトリーチ」とは、相談機関や支援者などが、相談を待つのではなく、積極的に対象者の居る場所に出向き、必要な情報やサービスの提供につなげることです。



厚生労働省「令和2年度地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料

(2)地域包括ケアシステムと生活支援の充実

- 高齢者が可能な限り在宅で生活し続けられるよう、医師会等の医療関係団体と連携を強化し、介護サービスと医療サービスを継続的・一体的に提供できる体制の構築を図ります。
- 高齢者の生活支援サービス提供にあたっては、事業所や市民などの多様な提供主体を活用することが求められるため、地域資源をコーディネートする人材の育成を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間							
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
医療・保健・介護の連携強化	保険年金課・ 健康増進課・ 介護保険課	充実		検討		開始				
地域ケア会議、地域 ケア推進会議の実施	介護保険課	充実				拡充				
生活支援コーディネ ーターの配置	介護保険課	充実		拡充		継続実施				
高齢者の生活支援や 介護予防を担う人材 の育成	高齢者福祉課・ 介護保険課	継続実施				継続実施				

2. **多**様な支援を育むまちづくり

【施策の方向】

(1)福祉意識の啓発

○福祉が他人事ではなく我が事として考えることの重要性や支え合うことの大切さ、地域共生の必要性などについて広報・啓発に努めるとともに、子どもの頃から学習する機会の充実を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成講座	介護保険課	継続実施	継続実施					
成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
福祉教育の充実	教育指導課	継続実施	継続実施					
パラスポーツの普及・啓発	障がい者福祉課・スポーツ振興課	充実	充実					

(2)地域ごとの課題解決に向けた仕組みの検討

○本市は地域によって抱える状況や課題が大きく異なることから、地域ごとに住民主体の課題解決に向けた取組が行われるよう、地区活動組織の活動支援を行うとともに、地域と行政が協働して課題解決に取り組めるよう、協議体の設置を検討します。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域コミュニティづくり推進事業の充実	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
地域ごとの協議体設置に向けた検討	社会福祉課	新規	検討	設置・検討継続				

(3)福祉人材の育成・確保

○福祉に携わる人材を確保するため、介護事業所が外国人介護人材を受け入れるための体制整備の検討などを進めるほか、福祉人材の育成について知見を有する教育機関などの協力を得ながら、福祉分野に就職を希望する人に対する資格取得のための研修機会及び定着支援のための取組を進めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
資格取得のための研修機会の提供	商工課	継続実施	継続実施					
介護人材確保対策事業	高齢者福祉課	新規	実施	構築				

3. **活**動しやすい地域づくり

【施策の方向】

(1) 民生委員・児童委員の活動支援

○各地区で福祉活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、増加傾向にある業務負担の軽減を図るため、実態把握や役割の見直しを進め、欠員の補充に努めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
民生委員・児童委員の役割の見直しと活動支援	社会福祉課	継続実施	見直し実施		活動支援継続			

(2) ボランティアの活動支援

○ボランティア活動は、フォーマルな福祉サービスでは行き届かないきめ細やかな対応や多様な支援が期待されることから、市民の自発に基づくボランティア活動の支援を行うとともに、ボランティアの支援を必要とする人と活動をしたい人を結びつけるコーディネート機能の強化を図ります。

○大規模な災害発生時に設置される災害ボランティアセンターの設置と円滑な運営を実現させるため、事例等の情報収集や市民への周知を進めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ボランティアの活動支援	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
福祉施設等におけるボランティア活動の参加促進	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
災害ボランティアセンターの体制整備	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					

◇その他関連事業

○介護予防・日常生活支援総合事業の充実(介護保険課)

4. **安**心して暮らせる環境づくり

【施策の方向】

(1)地域の居場所づくり

- 身近な場で同じコミュニティに住む人たちとの交流の機会を持ち、顔見知りの関係を築くことができるよう、地域ごとに住民が集い、安心して温もりのある居場所として実感できる場の整備を進めます。
- 特に、地域の支え合いにより、高齢者の介護予防活動を推進するため、地域の居場所の立上げを支援する補助事業を構築しています。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域介護予防活動支援事業(高齢者居場所づくり事業補助金)	介護保険課	継続実施	構築	継続実施				
ふれあいいきいきサロン	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
地域支え合いの場づくり事業	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					

(2)権利擁護と虐待防止の推進

- 認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分であると認められる人が、金銭の管理、住まいの場の確保や福祉サービスの利用が円滑に行われるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 成年後見制度の普及啓発を図り、利用促進を強化するため、地域連携の中核機関の設置を検討するとともに、後見人の確保に努めます。
- 成田市障がい者差別解消支援地域協議会において、事例検討及び情報共有を図るとともに、教育や雇用、社会生活上のあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に努めます。
- 高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待を防止するため、介護などの支援体制の整備や虐待に関する啓発を推進するとともに、対応できるよう、庁内関係課や関係機関と連携し、虐待の未然防止及び早期発見対応を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成田市成年後見支援センター運営事業	高齢者福祉課・障がい者福祉課	新規	検討	設置	継続実施			
成年後見制度利用支援事業の利用促進	高齢者福祉課・障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
法人後見立上げ支援、市民後見人の育成	高齢者福祉課・障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
日常生活自立支援事業の充実	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
成田市あんしん見守りネットワークの推進	高齢者福祉課	継続実施	継続実施					
成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催【再掲】	障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
成田市子どもを守る地域ネットワークの強化	子育て支援課	充実	充実					

(3)避難行動要支援者支援の推進

- 避難行動要支援者同意者名簿への登録を促進するため、制度の周知を図ります。また、区・自治会等の避難支援等関係者の協力を得るとともに、福祉専門職などと連携しながら、個別避難計画の作成を進めます。
- 福祉避難所の設置を促進するとともに、福祉避難所運営マニュアルを改定し、要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
避難行動要支援者同意者名簿の整備	社会福祉課・高齢者福祉課・障がい者福祉課・介護保険課	同意の促進	同意の促進					
避難行動要支援者個別避難計画の作成	社会福祉課・高齢者福祉課・障がい者福祉課・介護保険課	計画作成の促進	計画作成の促進					
福祉避難所の設置促進	社会福祉課	継続実施	継続実施					
自主防災組織の育成・結成促進	危機管理課	継続実施	継続実施					

(4)移動支援の推進

○高齢者や障がいのある人の社会参加を支援するため、移送サービスなどの利便性向上を図ります。また、市民の誰もが気軽に市内を移動し、通院・買い物、イベントや生涯学習講座への参加など、積極的な社会参加ができるよう、地域公共交通の充実を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
移送サービス事業の実施	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
コミュニティバスの運行	交通防犯課	継続実施	継続実施					
オンデマンド交通高齢者移送サービスの実施	高齢者福祉課	見直し	運行形態及び料金の検討 ・交通事業者との調整				見直し 後の 運行	
			継続実施					

第2章 自立・就労支援の推進、成田市再犯防止推進計画

1. **生**活困窮者支援の推進

【施策の方向】

(1) 経済的支援・生活支援の推進

- 全ての市民の地域生活を保障するため、経済的な理由で生活が困難に陥った人を対象に、生活保護制度により支援していきます。
- 低所得者や、生活保護に至る前の生活困窮者の自立に向け、暮らしサポート成田を中心に、生活上の様々な相談を受け、就労支援や家計改善支援など、必要な生活支援を行います。
- 離職によって住居を失った又はその住居を失う恐れのある人を対象に、生活の安定を図るため、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。
- 様々な要因で働きづらさを抱え、一般就労が困難な状況に陥っている生活困窮者を、県などの認定を受けた事業者が受け入れ、生活面や健康面の支援も含め、就労の機会を提供する中間的就労(認定就労訓練事業)の普及促進を図ります。

◇主要事業

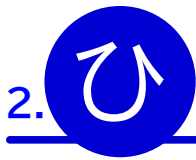
事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活保護の実施	社会福祉課	継続実施	継続実施					
暮らしサポート成田による相談支援	社会福祉課	継続実施	継続実施					
住居確保給付金の支給	社会福祉課	継続実施	継続実施					
社会福祉金庫貸付・生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
中間的就労の普及促進	社会福祉課	新規	普及促進					
生活困窮者支援事業(なりたフードバンク活動)	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					

(2)子どもの貧困対策の推進

- 貧困の連鎖を食い止め、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ちながら育つことのできるよう、庁内において連絡会議を開催し、関係機関が連携しながら支援を行います。
- ひとり親家庭等で経済的な支援が必要と認められる生活困窮者に対して、就労相談や就労訓練の場を提供するなど、自立に向けた支援を行います。
- 貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、家庭の経済状況により子どもの「学ぶ機会」に格差が生じることがないように、生活困窮世帯の子どもに対して学習・生活支援事業を実施します。
- 学習支援事業については、ボランティア講師の確保や実施会場など、実施方法に課題があることから、事業内容についてのニーズ調査を実施し、事業の見直しを図ります。
- 就業による自立を支援していくため、母子・父子自立支援員を配置し、就業相談・情報提供などを実施します。
- ヤングケアラーなど、子どもが抱える問題の早期発見に努め、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)などにより、課題の把握及び解決に向けた支援に取り組みます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
子どもの貧困対策に係る連絡会議の開催	子育て支援課	継続実施	継続実施					
子どもの学習・生活支援事業の実施	社会福祉課	継続実施	見直し			継続実施		
			継続実施					
ひとり親などに対する自立に向けた相談の実施	子育て支援課	継続実施	継続実施					



2. きこもり対策・再犯防止の推進

【施策の方向】

(1) ひきこもり対策の推進

- 自宅にひきこもり、社会との接点がない人などが、再び社会とのつながりを取り戻せるよう、暮らしサポート成田を中心に相談支援を行い、生活の状況を把握するとともに、一人一人の状況や意向に配慮しながら、社会復帰に向けた支援につなげます。
- 社会復帰に向けたファーストステップとして、地域における交流の場を提供します。
- ひきこもりの人の家族支援として、日頃の悩みや思いなどを語り合い、利用できる社会資源の情報交換ができる場を提供します。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間						
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
暮らしサポート成田による個別相談・訪問相談等の実施	社会福祉課	継続実施	継続実施						
ひきこもりほっとサロン、家族交流会の実施	社会福祉課・社会福祉協議会	継続実施	継続実施						
社会復帰に向けた訓練等の検討	社会福祉課	新規	検討						

(2) 再犯防止対策の推進

- 罪を犯してしまった人が立ち直り、再び社会に参加できるよう、関係機関・支援団体と連携し、地域における意識啓発を行うとともに、社会復帰に向けた支援体制を整備します。
- 再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)において、地方公共団体は再犯の防止等に関する施策の推進等に関する計画(地方再犯防止推進計画)の策定が努力義務とされていることから、本項を再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、関係支援団体との連携強化に努めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間						
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
社会を明るくする運動の推進	社会福祉課	継続実施	継続実施						
推進計画策定	社会福祉課	新規	検討			策定			

成田市再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人の中には、貧困、疾病、障がい、アルコールや薬物等への依存等のため、安定した仕事や住居が確保できない人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような人たちの再犯を防止するためには、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項における、「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的」の実現に向けた国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、千葉県再犯防止推進計画では本県の実情に応じた重点課題と具体的な取組の方向性について示しています。本市においても、市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を目指します。

【具体的取組】

●「千葉県再犯防止推進計画」の推進

「千葉県再犯防止推進計画」に基づいて、市町村が行うべき取組を積極的に推進します。

●再犯防止に関する周知啓発

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築くための取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

●保護司との連携強化

犯罪や非行をした人たちの更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

●民間協力者や関係団体等との連携

更生保護女性会などの更生保護に関わる団体や支援者、社会福祉協議会、保護観察所等との連携強化に努めます。また、協力雇用主などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図り、生活困窮者自立支援制度等に基づく支援や取組を推進します。

●保健医療・福祉サービスの利用支援

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。

●犯罪被害者支援施策との協調

再犯防止に関する施策の展開を行うにあたり、千葉県犯罪被害者等支援推進計画等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。

第3章 子どもと子育て家庭の保健福祉の推進

1. **子**どもの健康づくりと福祉の充実

【施策の方向】

(1)母子保健・医療体制の充実

○少子化や核家族化に伴う育児の不安や負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健サービスの充実に努めます。また、医療機関等との相互連携・協力のもと、健康診査時に言語相談や理学療法相談を実施するなど、発達の遅延などが疑われる幼児を早期に支援し、治療につなげるとともに、あわせて保健指導などの充実を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児)の充実	健康増進課・障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
こんにちは赤ちゃん事業の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
2歳児歯科健診事業の実施	健康増進課	継続実施	継続実施					
地区保健推進員活動の充実	健康増進課	推進員数に考慮した活動展開	推進員数に考慮した活動展開		廃止 代替制度を検討			
出産・子育て応援事業の実施	健康増進課	新規	継続実施					

(2)障がいのある子どもへの支援

○共に生きる社会づくりを推進するため、保健・医療・福祉が連携し、発達の遅延などが疑われる幼児を早期に支援し、適切な療育が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの訓練や指導など支援体制の充実を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間								
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)			
こども発達支援センターの充実	障がい者福祉課	居宅訪問型 児童発達支 援事業の実 施検討									
			実施事業所の 指定申請		事業開始						
保育所等訪問支援の実施	健康増進課・ 障がい者福祉課	訪問支援の 拡充	訪問支援の拡充								

(3)健康教育の充実

○高血圧や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にあることから、生活習慣病に関する学習を強化し、あわせて、小中学生の薬物乱用を防止するため、薬物の乱用防止に関する学習を強化します。

○児童・生徒の多い市内小中学校へ健康推進教員を配置し、子どもの心身の健康を支援します。また、学校における保健教育を推進し、心身の健康づくりに、主体的に取り組める子どもの育成に努めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間								
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)			
各種健康教室の充実	健康増進課	オンライン 形式の実施									
			オンライン形式の実施								
学校保健の充実	教育指導課・ 学務課	継続実施	継続実施								

2. 子 どもがのびのび育つまちづくり

【施策の方向】

(1) 子どもの豊かな遊びと体験機会の充実

- 年齢の違いや障がいの有無等にかかわらず、子どもたちの個性と豊かな可能性を伸ばし、子どもたちが自由に、元気に遊べる環境づくりを推進します。
- 子どもたちが自然や文化・芸術・スポーツ活動に親しみ、仲間づくりや高齢者とのふれあいを通して多様な体験ができるよう、様々な活動の場や機会の提供に努めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
子どもの遊び場・公園の整備	子育て支援課・公園緑地課	継続実施	継続実施					
なかよしひろば・ふれあいひろばの充実	子育て支援課	継続実施	継続実施					
放課後子ども教室の充実	生涯学習課	拡充	教室の増設(2年に1回)					
わくわくひろばの充実	生涯学習課	継続実施	継続実施					
参加・創造型事業の充実	文化国際課 (成田国際文化会館)	継続実施	継続実施					
こども体験学習セミナーの充実	公民館	継続実施	継続実施					
子育て交流ひろば事業の充実	社会福祉協議会	継続実施	見直し 継続実施					
子どものスポーツ機会の充実	スポーツ振興課	継続実施	継続実施					

(2)子どもの人権の尊重

- 家庭児童相談室において、関係機関と連携し児童虐待防止に向けた取組を強化します。
- 子どもやその保護者が、勉強や学校生活等に関する悩みを気軽に相談できるよう、市内小中学校への経験豊かな相談員の配置を推進します。
- 子ども自身が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
子ども110番・家庭児童相談室の充実	子育て支援課	継続実施	継続実施					
教育相談の充実	教育指導課	継続実施	継続実施					
問題を抱える子ども等の自立支援事業	教育指導課	継続実施	継続実施					

3. 子育て家庭への支援

【施策の方向】

(1) 地域における子育て家庭への支援

- 地域の子育て支援の拠点として、子育て支援センターの充実を図るとともに、保育園や幼稚園の相談機能の充実や園開放等により、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ファミリー・サポート・センターの協力会員に対する研修機会を充実させ、会員の保育技術の向上を図ることにより、利用者の拡大も図ります。
- 子育ての悩みを共有し、気軽に相談できる子育てサークルやボランティア活動への支援を図ります。
- 家庭の教育力向上を図るため、小・中・義務教育学校や幼・保・子ども園において学習・研修の機会を提供します。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域子育て支援センター・保育園による子育て支援の充実	子育て支援課・保育課	継続実施	継続実施					
母親学級の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
ファミリー・サポート・センターの充実	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
育児相談等による相談活動の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
家庭教育の充実	生涯学習課	継続実施	継続実施					
こども誰でも通園制度(仮称)の実施	保育課	新規	検討・実施					

(2)子育て家庭への経済的支援

○子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化、児童手当の支給や医療費の助成などを行います。

○発達障がい等、特別な支援が必要な子どもの学費に係る経済的な負担を軽減するため、学用品等の学校生活に必要な費用の助成を行います。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
子ども医療費助成事業の実施	子育て支援課	継続実施	継続実施(令和5年度から対象を拡大)					
高校生等医療費助成事業の実施	子育て支援課	新規	継続実施					
ひとり親家庭に対する医療費等助成事業の実施	子育て支援課	継続実施	継続実施					
児童手当・児童扶養手当の支給	子育て支援課	継続実施	継続実施					
幼児教育・保育の無償化の実施	保育課	継続実施	継続実施					
児童生徒の就学援助	学務課・教育指導課	継続実施	継続実施					
未熟児養育医療費の給付	健康増進課	継続実施	継続実施					
自立支援医療(育成医療)の給付	障がい者福祉課	継続実施	継続実施					

4. 子育てと仕事の両立支援

【施策の方向】

(1) 多様な保育サービスの充実

- 子育てと仕事の両立ができるよう、保育受入れ枠の拡充を図るとともに、延長保育、一時保育など弾力的で多様な保育サービスの充実を図ります。
- 子ども一人一人の成長・発達に応じたきめ細やかな保育サービスが行われるよう、保育士等の資質向上に向けた取組を行うとともに、公立保育園における老朽化した施設の再整備を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
公立保育園の管理運営の充実	保育課	継続実施	継続実施					
公立幼稚園の管理運営の充実	保育課	大栄幼稚園の認定こども園への統合検討	児童数・入園児数が減少の場合は検討					
延長保育の充実	保育課	継続実施	継続実施					
一時保育の充実	保育課	継続実施	継続実施					
預かり保育の充実	保育課	継続実施	継続実施					

(2) 放課後児童の健全育成

- 子どもの豊かな人間性を育み、交流や遊びを通して様々な体験が得られるよう、児童ホームの充実や支援員の確保及び資質向上に取り組むとともに、地域の実情に合わせて児童ホームの整備・拡充に努めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童ホームの整備・拡充	保育課	拡充	施設整備の検討・実施					
子どもの遊び場・公園の整備	子育て支援課・公園緑地課	継続実施	継続実施					
ふれあいひろばの充実	子育て支援課	継続実施	継続実施					

(3)ワークライフバランスの促進

○働きながら子育てができるよう、育児休業や部分休業など、仕事と育児の両立支援のための制度の一層の利用促進と普及・啓発を図るなど、就労環境づくりに努めます。

○男女が共に子育てに参加し、喜びと責任を分かち合えるよう、男性の育児参加の意識を高める取組を推進します。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
育児・介護休業法の普及・啓発	商工課	継続実施	継続実施					
パパママクラスの充実	健康増進課	継続実施	継続実施					

第4章 成人・高齢者の保健福祉の推進

1. **健**康づくりの推進

【施策の方向】

(1)成人保健の推進

- 市民一人一人が健康について関心を持ち、意識を高めていけるよう、効果的な情報提供体制の充実を図るとともに、気軽に健康教育や健康相談が受けられる体制づくりに取り組みます。
- 生活習慣病の予防を目的として、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上を図ります。
- 成人の死亡原因として高い割合を占めているがんを早期に発見するため、がん検診について、予約制の導入等受診しやすい環境を整え利便性を向上することにより、受診率の向上を図ります。
- 豊かな食生活を維持するために8020運動を推進し、歯や口腔内の健康に対する知識の普及を行います。
- ソーシャルキャピタル*の向上を図り、地域の人々が健康に対する意識を高めて、健康づくりに取り組めるよう支援します。

*ソーシャルキャピタルとは「人と人のつながり力」を表すものです。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
健康づくり意識の普及・啓発	健康増進課	オンライン形式の実施	オンライン形式の実施					
がん検診等の健康増進事業の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
特定健康診査・特定保健指導の充実	保険年金課	継続実施	継続実施					
人間ドック助成事業の実施	保険年金課	継続実施	継続実施		電子申請の促進			
健康教育・健康相談の充実	健康増進課	オンライン形式の実施	オンライン形式の実施					
8020運動の推進	健康増進課	継続実施	継続実施					
成人歯科検診事業の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
成人のスポーツ機会の充実	スポーツ振興課	継続実施	継続実施					

(2)積極的な健康づくり

○健康づくりは市民一人一人の自助努力が重要であるため、自助に寄与する市民ボランティア主体の健康づくり活動を支援します。

○健康寿命*の延伸を目指すとともに、運動習慣の定着化を図り、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを行い、それぞれのライフステージに応じた健康づくり事業やスポーツ活動の推進に努めます。

*健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活される期間のことです。平成28(2016)年に国で示した健康寿命は、男性72.14歳、女性74.79歳です。

○生活習慣病や骨粗しょう症を予防するために、食生活や運動習慣に関する正しい知識の普及を進めます。

○こころの病気についての正しい知識を普及するとともに、予防及び早期治療に結びつけるために相談事業の充実を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
健康ぼらんていあ事業の推進	健康増進課	継続実施	継続実施					
スポーツ推進委員活動事業	スポーツ振興課	継続実施	継続実施					
各種大会教室等の開催	スポーツ振興課	継続実施	継続実施					
スポーツ団体の育成支援・応援	スポーツ振興課	継続実施	継続実施					

(3)介護予防・地域リハビリテーションの推進

○全ての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を図り、一人一人が日常的に介護予防に取り組めるプログラム等を提供するなど、介護予防の充実に努めます。

○要介護状態等となる可能性の高い65歳以上の人を対象に、介護予防事業を実施し、生活機能の低下の予防・改善を図ります。

○できる限り自宅で生活し続けられるよう、医療と介護が連携することで効果的な介護予防やリハビリテーションを提供します。

○地域の支え合いにより、高齢者の介護予防活動を推進するため、地域の居場所の立上げを支援する補助事業を構築しています。【再掲】

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護支援ボランティア制度の充実	介護保険課	拡充	拡充	継続実施				
地域包括支援センターの運営	介護保険課	継続実施	継続実施					
在宅医療・介護連携の推進	健康増進課・介護保険課	継続実施	継続実施					
地域介護予防活動支援事業(高齢者居場所づくり事業補助金)【再掲】	介護保険課	継続実施	構築	継続実施				

2. **生**きがいきづくりの推進

【施策の方向】

(1) 社会参加・生きがいきづくりの推進

- 団塊世代の高齢化に伴い、地域には健康で活力があり積極的な元気高齢者が増えることが期待されることから、高齢者が地域の中で役割を持って暮らせるよう就労機会の拡充を図るとともに、高齢者の生きがいきが地域社会での社会貢献活動につながるよう、より実践的な生涯学習、スポーツ、世代間交流、ボランティア活動などを支援していきます。
- 高齢者の生きがいきづくり、社会参加や世代を超えた交流の機会を提供するための拠点として、赤坂ふれあいセンターを運営し、活動を支援します。
- 高齢者クラブの活動が、会員相互の親睦を深めあうことや、自らの教養・健康の増進を図るだけでなく、地域における社会的活動を果たせるよう支援します。
- 一人でも多くの高齢者が社会参加できるよう、各種スポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、生涯大学院及び各種学級・講座などの充実を図り、社会参加に意欲ある人材が、学習の成果を生かせる仕組みづくりを推進します。

◇ 主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者クラブ活動の活性化	高齢者福祉課	継続実施	継続実施					
生涯大学院等高齢者教育事業の充実	生涯学習課	カリキュラムの充実	カリキュラムの充実					
高齢者のスポーツ活動の推進	スポーツ振興課	継続実施	継続実施					
赤坂ふれあいセンターの充実	高齢者福祉課	継続実施	継続実施					
コミュニティづくり推進事業の充実	社会福祉協議会	継続実施	継続実施					
介護支援ボランティア制度の充実【再掲】	介護保険課	拡充	拡充	継続実施				
シルバー人材センターの充実	高齢者福祉課	継続実施	継続実施					
高齢者に配慮した雇用制度導入の促進	商工課	継続実施	継続実施					

3. **住**み慣れた場で生活を続けられる環境づくり

【施策の方向】

(1) 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築

- 介護サービス利用者の選択肢を広げるため、サービス提供事業者の新規参入や業務拡大を働きかけます。
- 高齢者が可能な限り在宅で生活し続けられるよう、医師会等の医療関係団体と連携を強化し、介護サービスと医療サービスを継続的・一体的に提供できる体制の構築を図ります。

【再掲】

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護サービスの充実	介護保険課・ 高齢者福祉課	継続実施	継続実施					
医療・保健・介護の連携強化【再掲】	保険年金課・ 健康増進課・ 介護保険課	充実	検討	開始				
地域ケア会議、地域 ケア推進会議の実施 【再掲】	介護保険課	充実	拡充					

◇その他関連事業

- 在宅医療・介護連携の推進【再掲】(健康増進課・介護保険課)

(2) 認知症高齢者への包括的な支援

- 認知症に関する正しい知識を普及し、地域全体で見守り活動や早期発見等の対応を行うなど、認知症になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、認知症地域支援推進員を配置するなど、支援体制の充実を図ります。
- かかりつけ医と地域包括支援センターの連携を強化し、認知症の予防や早期発見、早期対応など、適切な対応を行います。
- 認知症に関する正しい知識と理解に基づく家族への適切な支援として、認知症に関する知識を習得し、また、家族介護者同士で交流を持つ機会を創出するなど、本人だけでなく、家族に対しての支援も行います。
- 医療と介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」が、認知症専門医の助言の下、認知症の疑いのある方や認知症患者、その家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの初期支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症地域支援推進員の配置	介護保険課	拡充	推進員の配置			継続実施		
徘徊高齢者位置情報提供事業・SOSネットワーク事業の充実	高齢者福祉課	継続実施	継続実施					
認知症の早期発見・診断・対応の充実	介護保険課	継続実施	継続実施					
認知症サポーターの養成	介護保険課	継続実施	継続実施					
家族介護者の支援の充実	介護保険課	継続実施	継続実施					

(3)生活支援の充実

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯に対し、在宅生活を支援し安否確認等を行うため、配食サービスや緊急通報装置の設置などの福祉サービスの充実を図ります。
- 閉じこもり防止のため、地域での交流活動や機能訓練事業の充実を図ります。
- 高齢者の生活支援サービス提供にあたっては、事業所や市民などの多様な提供主体を活用することが求められるため、地域資源をコーディネートする人材の育成を図ります。【再掲】

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者の生活支援サービスの充実・強化	介護保険課・高齢者福祉課	継続実施	継続実施					
生活支援コーディネーターの配置【再掲】	介護保険課	充実	拡充		継続実施			
高齢者の生活支援や介護予防を担う人材の育成【再掲】	高齢者福祉課・介護保険課	継続実施	継続実施					

◇その他関連事業

- 地域コミュニティづくり推進事業の充実【再掲】(社会福祉協議会)
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実【再掲】(介護保険課)

第5章 障がいのある人の保健福祉の推進

1. **豊**かな生活を支える福祉の充実

【施策の方向】

(1) 地域生活の支援体制の整備

- 関係機関が連携し、障がいのある人や子ども一人一人のライフステージに応じて、適切で一貫した支援の充実を図ります。
- 当事者グループや家族会などの自主的な活動を支援し、活動の活性化を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がいのある人や子どものライフステージに応じた相談支援体制の充実	障がい者福祉課・健康増進課・教育指導課	継続実施						
家族会などの活動支援	障がい者福祉課	継続実施						
福祉サービスの利用計画の作成	障がい者福祉課	継続実施						
ピアサポーターの養成	社会福祉協議会	継続実施						
夏休み子どもふれあいサロン事業	社会福祉協議会	継続実施						
憩いのサロン事業	社会福祉協議会	継続実施						

(2)福祉サービスの充実

- 地域で自立した生活を続けるために、訪問系サービスや日中活動系サービス等の在宅サービスの質の向上及び量の拡充に努めます。
- 障がいのある人が地域で自立して暮らしていけるよう、グループホーム(共同生活援助)の整備を進め、その運営を支援します。
- 本人の意思を尊重し、地域において自分らしく暮らせるよう支援を充実させ、地域での生活が困難になったときは安心して入所できるよう、施設の確保に努めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ほっとすまいるセンター(障がい者相談センター)、地域活動支援センターの充実	障がい者福祉課	継続実施						
障害者グループホーム等運営費補助、グループホーム等家賃助成の実施	障がい者福祉課	継続実施						
障害福祉サービス等の充実	障がい者福祉課	継続実施						
社会福祉施設の整備・充実	障がい者福祉課	継続実施						
日常生活自立支援事業の充実【再掲】	社会福祉協議会	継続実施						

2. **安**心して暮らせる保健・医療の充実

【施策の方向】

(1) 早期発見・早期療育の推進

- 障がいや障がいを伴う疾病がわかった子どもに対し、早期に適切な治療・療育が行えるよう、医療機関などとの連携を強化します。
- 発育についての不安や悩みを気軽に相談でき、継続的な指導・支援が行える体制の充実を図ります。
- 生活習慣病の予防や障がいの早期発見・早期治療や、早期からの療育ができるよう、各種健康診査、検診等の充実を図るとともに、診査結果に基づく適切な指導を行います。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
母子保健事業の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
療育相談の充実	健康増進課・障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
医療的ケア児等支援協議の場の設置	障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
訪問歯科診療の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
訪問指導の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					

◇その他関連事業

- 健康診査(妊婦・乳児・1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児)の充実【再掲】(健康増進課・障がい者福祉課)

(2)保健医療体制の充実

- 機能回復・機能低下防止のため、関係機関が連携・協力し、総合的なリハビリテーションを進めます。
- 医療機関・保健所等と連携し、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病疾患など、様々な障がい・病気に対する相談・支援体制の充実を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
言語指導・機能訓練の充実	障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
こども健全発達支援会議の充実	健康増進課	継続実施	継続実施					
こども発達支援センターの充実【再掲】	障がい者福祉課	継続実施	継続実施					

3. **個**性と可能性を伸ばす保育・教育・生涯学習の充実

【施策の方向】

(1)障がいのある子どもの保育の充実

- 障がいの有無にかかわらず子どもが地域の保育園や幼稚園に通園できるよう、障がい児保育の充実を図るとともに、職員等の資質向上を図るため、支援体制の充実を図ります。
- 園児や保護者が、障がいの理解を深められるよう支援し、地域の中で共に育つ環境づくりを進めます。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がい児保育の充実	保育課	継続実施	継続実施					

◇その他関連事業

- 保育所等訪問支援の実施【再掲】(障がい者福祉課・健康増進課)

(2)学校教育の充実

- 関係機関と連携し、障がいのある子どもへの適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。
- 障がいのある子どもが、一人一人の障がいに応じた教育を受けられるよう、特別支援教育支援員や養護補助員の配置など、指導体制の充実、教職員の資質向上を図ります。
- 義務教育修了後に希望した進路を見出せるよう、進路指導の充実を図ります。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
特別支援教育の充実	教育指導課	継続実施	継続実施					

(3)就労支援及び生涯学習・スポーツ・レクリエーションの振興

- 障がいのある人が経済的に自立した生活を送ることができるよう、障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がいのある人の雇用の職域等の拡大や就労定着に向けた制度の利用促進を働きかけます。
- 障がいのある人の文化・芸術活動の機会拡大に努めるとともに、障がいのある人もない人も一緒に参加できる活動機会の創出や、活動の発表の場の確保に努めます。
- 障がいのある人も参加しやすいスポーツイベントの開催や、安心・安全に施設を利用できるようバリアフリー化を図るなど、障がいのある人とない人が一緒にスポーツを行うことができる環境を整えることにより、スポーツを通じた共生社会の実現を目指します。

◇主要事業

事業名	担当課	方向性	期 間					
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がいのある人の就労促進	商工課・障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
障害者雇用率制度を柱とした施策の推進	商工課・人事課	継続実施	継続実施					
チャレンジドオフィスなりたの運営	障がい者福祉課	継続実施	継続実施					
生涯学習への支援	生涯学習課・公民館・図書館	継続実施	継続実施					
スポーツを通じた共生社会の実現	障がい者福祉課・スポーツ振興課	継続実施	継続実施					
スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ振興課	継続実施	継続実施					

第4部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進

1. 計画の推進

計画を実施していくにあたっては、進行管理を含めた推進体制を整える必要があります。このため、本市ではPDCAサイクルの考え方にに基づき、年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、「成田市保健福祉審議会」に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画の着実な推進を図ります。

庁内においては、今後、本計画の実現に向けて、子どもから高齢者に至るまで、ライフステージに応じてきめ細やかな保健福祉サービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・教育・商工・都市計画など関係する部課の連携をより一層強化しながら、施策の推進を図ります。そのための第一歩として、庁内で連絡調整を行い、体制の構築に努めてまいります。



2. 行財政の効率的運用

本計画の期間は令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6か年ですが、この間に、市民ニーズの変化、人口や社会経済情勢の変動が予想されます。

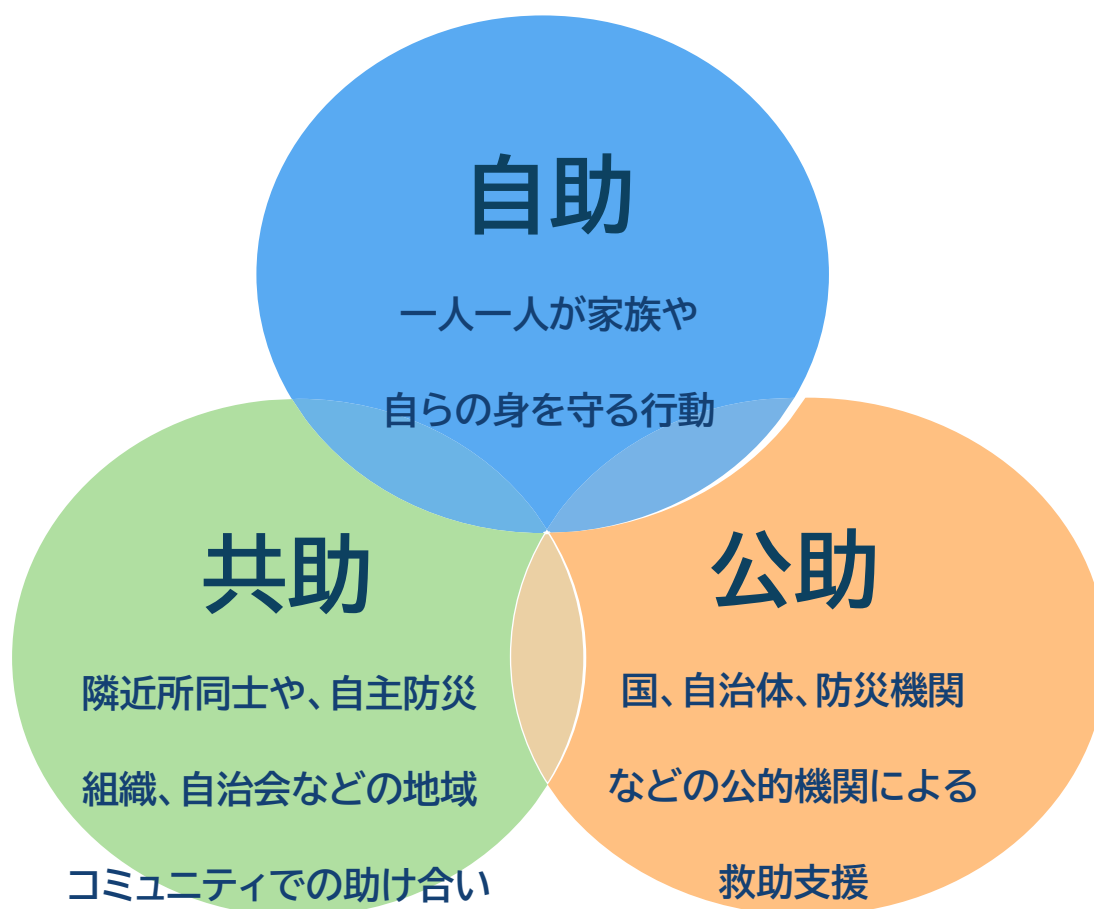
そのため、今後多様化、複雑化する福祉ニーズに的確に対応していくため、行政改革に積極的に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。具体的には、事業における費用対効果について毎年度検証してまいります。

また、子ども・子育て支援新制度、介護保険制度や障害者総合支援制度、医療保険、各種年金等の社会保障制度の見直しなど、国の動向を見極めながら計画を着実に推進していくとともに、財源措置について国や県の補助制度の改善を働きかけていくものとしします。

第2章 市民・行政等の役割分担

限りある地域資源、マンパワー、財源を有効に活用し、保健福祉施策を推進していくためには、市民・地域社会・関係団体・事業者・行政等が、お互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となり、総合的・長期的な視点から取り組んでいくことが必要です。

成田市では、そうした各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することで、「自助」、「共助」、「公助」による重層的な保健・福祉の推進体制を構築し、基本理念の実現を目指します。



1. 市民、家庭に期待される役割

市民一人一人が健康づくりや福祉に対する認識を新たにし、生涯を生き生きと豊かに送ることができるよう、自らのライフプランを考えることが大切です。

生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努め、あわせて趣味や学習、社会参加等の活動を通じて自己実現を図るなど、主体的・積極的に人生を送ることが望まれています。

また、自らの地域を知り、地域で起こっている様々な問題の解決策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけや挨拶、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行い、地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

とりわけ高齢者は豊富な経験や技能等を生かし、積極的に地域社会とのつながりを広げ、その持てる能力を還元することが期待されています。そのためにも、自治会や町内会の組織率の向上を図り、ボランティア活動等の参加、推進を図るため、広報活動を積極的に実施してまいります。

一方、家庭は社会を構成する最小単位であり、親子のふれあいや家族の団らん等を通して、基本的なしつけや社会規範を身につける場所であり、人間形成が行われる最初の場です。しかしながら、近年、核家族化や家庭観の変化等により、家庭機能・環境は大きく変化してきています。

このようなことから、その原点に立ち返り、家族のみんなが楽しく過ごし、お互いに成長していく場として、また、子どもが成長する上での「心の居場所」としての役割が求められています。

2. 地域社会に期待される役割

地域社会においては、環境美化、緑化、防災・防犯活動等に地域が一体となって取り組むことが求められています。また、精神的、文化的な豊かさの向上につながる社会参加、世代間交流、地域文化の形成等の機能を担うことも望まれています。

さらには、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、核家族化に伴い、地域社会における各家庭の相互扶助の重要性はますます高まるものと見込まれ、市民あるいは家族同士の交際からボランティア活動等をはじめとする社会活動に至るまで、様々な連帯意識の醸成を図り、心と心をつなぐ地域社会を形成していくことが求められています。

3. 団体等に期待される役割

当事者団体や家族会などは、構成員全体の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を担っています。また、各地区でのきめ細かい地域福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会が設置されており、地域の実情に応じた活動を行うことが期待されています。

福祉サービスの事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、ボランティア体験や様々な人々との交流など福祉教育の場としての役割が求められるとともに、その機能を地域に開放することにより、地域福祉の拠点となることが期待されています。

NPO法人は、自由な発想のもと、それぞれの得意分野を生かしながら、市民の多様なニーズにきめ細かく、しかも迅速に応えることができ、今後の地域福祉を支える主体の一つとして期待されています。

4. 企業に期待される役割

市民が安定した生活を営むためには、企業の健全な発展が不可欠となっています。育児休業制度をはじめとする子育て支援の充実や、中高年齢者・障がいのある人へ働く場の提供を行うことが求められています。

また、新規参入・業務拡大が進む在宅サービス関連企業は、そのサービスの質と倫理観を維持・向上するための自主的な取組が求められています。

企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

5. 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して、広範囲にわたる保健福祉施策を総合的・一体的に推進する責務があります。

そのためには、各主体の役割分担を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細やかな施策を推進することが求められています。

また、施策の形成過程も含めて、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民生活に必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた行政運営に努めていくことが求められています。

1 「成田市総合保健福祉計画」中間見直し経過

年月日	取組の経過	内容
令和5(2023)年 5月		計画に関するアンケート実施
令和5(2023)年 6月		アンケート結果の取りまとめ
令和5(2023)年 7月3日	第1回保健福祉審議会	中間見直し予定を報告
令和5(2023)年 8月22日	第1回庁内策定委員会	骨子案検討
令和5(2023)年 10月25日	第2回庁内策定委員会	素案検討
令和5(2023)年 11月8日	第2回保健福祉審議会	素案報告
令和5(2024)年 12月5日	議会(教育民生常任委員会)	パブリックコメント事前報告
令和5(2023)年 12月15日	広報なりた掲載	パブリックコメント周知
令和5(2023)年 12月15日～ 令和6年(2024) 1月15日	パブリックコメント	計画の素案に対するパブリックコメント
令和6(2024)年 1月24日	第3回庁内策定委員会	最終案報告
令和6(2024)年 2月7日	第3回保健福祉審議会	最終案諮問 答申案検討
令和6(2024)年 3月5日	答申	保健福祉審議会長より市長に答申

2 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日

条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健, 医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健, 医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか, 保健, 医療及び福祉施策に関し, 市長が必要と認める事項(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健, 医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 成田市保健福祉審議会委員名簿

任期：令和5(2023)年4月1日～令和7(2025)年3月31日

No.	区 分	氏 名	所 属 等	役職
1	識見を有する者	西田 裕介	国際医療福祉大学 成田保健医療学部長	会長
2	保健医療福祉関係者	山田 三雄	成田市社会福祉協議会 会長	副会長
3	識見を有する者	杉原 文哉	公募による市民	
4	識見を有する者	小川 正洋	公募による市民	
5	保健医療福祉関係者	野内 一嘉	印旛郡市歯科医師会 成田地区代表	
6	保健医療福祉関係者	里見 久恵	成田市医師団	
7	保健医療福祉関係者	秋葉 政宏	成田市薬剤師会 理事	
8	保健医療福祉関係者	城 順子	成田市ボランティア連絡協議会 運営委員	
9	保健医療福祉関係者	小川 康子	成田市民生委員・児童委員	
10	保健医療福祉関係者	但野 澄子	成田市高齢者クラブ連合会 副会長	
11	保健医療福祉関係者	飯田 政則	成田市介護保険事業者連絡協議会	
12	保健医療福祉関係者	仲野 明治	成田市福祉連合会	
13	保健医療福祉関係者	高橋 知子	NPO法人 子どもプラザ成田 理事長	
14	保健医療福祉関係者	高橋 雅美	成田市私立幼稚園協会 監事	
15	保健医療福祉関係者	木村 恵子	成田民間保育協議会 会長	

(順不同・敬称略)

4 成田市総合保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(本市における成田市総合保健福祉計画)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する成田市障がい福祉計画、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する成田市障がい児福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する成田市介護保険事業計画(4計画を以下「計画」という。)を策定又は見直すため、成田市総合保健福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)計画の策定及び推進に関する事項。
- (2)その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(幹事会)

第5条 委員会の会議にあたり、必要な調査検討を行ため、委員会に成田市総合保健福祉計画等策定幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に定める者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、福祉部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 7 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参加させることができる。

(事務局)

第6条 委員会及び幹事会には事務局を置き、社会福祉課がこれにあたる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表1

副市長 企画政策部長 財政部長 シティプロモーション部長 市民生活部長 福祉部長 健康こども部長 都市部長 教育部長

別表2

福祉部長 企画政策課長 財政課長 スポーツ振興課長 市民協働課長 交通防犯課長 社会福祉課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 介護保険課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 都市計画課長 教育総務課長 学務課長 教育指導課長

《事務局》社会福祉課

5 諮問書

成 社 第 2 2 0 4 号
令 和 6 年 2 月 7 日

成田市保健福祉審議会
会長 西田 裕介 様

成田市長 小泉 一成
(公 印 省 略)

成田市総合保健福祉計画中間見直しについて(諮問)

成田市総合保健福祉計画の中間見直しを行うに当たり, 成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により, このことに関し貴審議会に諮問いたします。

6 答申書

令和6年3月5日

成田市長 小泉 一成 様

成田市保健福祉審議会
会長 西田 裕介

成田市総合保健福祉計画の中間見直しについて(答申)

令和6年2月7日付け成社第2204号にて諮問のありました成田市総合保健福祉計画中間見直し(案)について、成田市保健福祉審議会設置条例第2条の規定により調査審議を行った結果、次のとおり答申します。

答申

成田市総合保健福祉計画の中間見直し(案)については、令和6年2月7日に市長より諮問を受け、各委員の調査・研究及び本審議会において慎重に検討を重ねた結果、本審議会は、本案を適切なものであると評価する。

なお、今後の施策の具体的な展開にあたっては、次の点に留意したうえで、実施されるよう要望する。

- 1 「健康で笑顔あふれ 共に支え合うまち 成田」の基本理念を実現するために、制度・分野ごとの枠組み、住民・行政という立場、福祉・介護サービスの「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域におけるすべての人が協働し、互いに支え合う「地域共生社会」の推進に努めること。
- 2 複雑化・多様化する地域課題、地域福祉を担う人の負担増や人材不足に対応できるような地域の実態把握に努めるとともに、地域社会を持続させるためにSDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすこと。
- 3 計画の推進にあたっては、行政だけでなく関係機関とも情報を共有し、相互連携を深めることによって包括的な支援体制の強化を図るとともに、事業の進捗状況の把握・点検を行い、社会情勢や地域の実情に即した施策実現に努めること。



成田市総合保健福祉計画中間見直し
【令和3(2021)年度～令和8(2026)年度】

発行:成田市

編集:成田市福祉部社会福祉課

〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

(電話:0476-20-1536)

発行年月:令和6(2024)年3月

登録番号:成社23-053



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。